

(新)

愛知県海岸漂着物対策推進地域計画(案)

平成23年8月

(平成27年〇月 改定)

愛知県

改定内容  
・改定日未挿入

(旧)

愛知県海岸漂着物対策推進地域計画

平成23年8月

愛知県

(新)

愛知県海岸漂着物対策推進地域計画 目次

|   |    |
|---|----|
| 第1章 計画策定の背景及び目的                             | 1  |
| 第2章 愛知県における海岸漂着物の現状と課題                      | 2  |
| 1 一体的漂着ゴミ対策調査結果                             | 2  |
| 2 関係市町村へのアンケート調査結果                          | 4  |
| 3 現地調査結果                                    | 9  |
| 第3章 愛知県における海岸漂着物対策の基本理念と基本方針                | 22 |
| 第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容                | 23 |
| 1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域                        | 23 |
| 2 海岸漂着物対策の内容                                | 66 |
| 第5章 関係者の役割分担と相互協力に関する事項                     | 69 |
| 1 関係者の役割分担                                  | 69 |
| 2 相互協力体制の確立                                 | 71 |
| 第6章 対策の実施に当たり配慮すべき事項及びその他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項 | 72 |

改定内容

- ・「海岸漂着物の現状」に関する調査結果等の追加に伴う目次更新
- ・目次掲載項目の整理

(旧)

愛知県海岸漂着物対策推進地域計画 目次

|   |    |
|---|----|
| 第1章 計画策定の背景及び目的                             | 1  |
| 第2章 愛知県における海岸漂着物の現状と課題                      | 2  |
| 2-1 愛知県における海岸漂着物の現状                         | 2  |
| 1) 海岸漂着物の現状                                 | 2  |
| 2) アンケート調査による海岸漂着物量                         | 4  |
| 3) 現地調査による海岸漂着物の現状結果                        | 9  |
| 第3章 愛知県における海岸漂着物対策の基本理念と基本方針                | 22 |
| 第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容                | 23 |
| 4-1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域について                  | 23 |
| 1) 重点区域の設定方法                                | 23 |
| 2) 重点区域の範囲                                  | 23 |
| 3) 愛知県における重点区域の選定設定基準                       | 23 |
| 4) 愛知県における重点区域の設定                           | 23 |
| 4-2 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容                      | 66 |
| 1) 重点区域における主な施策                             | 66 |
| 2) 海岸漂着物の効果的な発生抑制に関する施策                     | 66 |
| 第5章 関係者の役割分担と相互協力に関する事項                     | 69 |
| 5-1 関係者の役割分担                                | 69 |
| 5-2 相互協力体制の確立                               | 71 |
| 第6章 対策の実施に当たり配慮すべき事項及びその他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項 | 72 |
| 6-1 モニタリングの実施                               | 72 |
| 6-2 災害時等の緊急時における対応                          | 72 |
| 6-3 地域計画推進にあたって                             | 72 |

(新)

## 第1章 計画策定の背景及び目的

愛知県は、伊勢湾から三河湾、遠州灘に至る約594kmの長い海岸線を有し、**この中には四定公園に指定されるなど、良好な景観や環境の保全を行なうべき海岸が多くある。**

海岸は陸と海が接し、多種多様な生物が相互に関係しながら生息・生育する貴重な場となっている。また、海水浴場等のようにレジャーやスポーツなどのレクリエーション活動や環境学習の場となっている。さらに、漁港・漁業、祭事、観光・保養地として利用されるなど経済活動にも重要な役割を果たしている。

このように海岸は、県民にとって、身近で重要な存在であり、生活・環境と経済活動を支えるかけがえのない共有財産である。

国においては、近年、日本海側の**海岸を中心に**大量の漂着物等に関する被害報告がなされ、海岸漂着物対策を総合的かつ、効果的に推進することを目的に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物の処理等の推進に関する法律」（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）を、平成21年7月に制定し、同法第13条に基づく「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を平成22年3月に策定した。

愛知県は、海岸漂着物処理推進法第14条に基づき、海岸漂着物対策推進のための地域計画である「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定し、地域の実情と特性を踏まえ、海岸漂着物対策を推進することにより、海岸における良好な景観、多様な生態系、公衆の衛生など海岸環境の保全を図っていくものである。

(旧)

## 第1章 計画策定の背景及び目的

愛知県は、伊勢湾から三河湾、遠州灘に至る約594kmの長い海岸線を有し、**なかには四定公園に指定されるなど、良好な景観や環境の保全を行なうべき海岸が多くある。**

海岸は陸と海が接し、多種多様な生物が相互に関係しながら生息・生育する貴重な場となっている。また、海水浴場等のようにレジャーやスポーツなどのレクリエーション活動や環境学習の場となっている。さらに、漁港・漁業、祭事、観光・保養地として利用されるなど経済活動にも重要な役割を果たしている。

このように海岸は、県民にとって、身近で重要な存在であり、生活・環境と経済活動を支えるかけがえのない共有財産である。

国においては、近年、日本海側**を中心に海岸の**大量の漂着物等に関する被害報告がなされ、海岸漂着物対策を総合的かつ、効果的に推進することを目的に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）が、平成21年7月に制定され、同法第13条に基づく「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が平成22年3月に閣議決定された。

愛知県は、海岸漂着物処理推進法第14条に基づき、海岸漂着物対策推進のための地域計画である「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定し、地域の実情と特性を踏まえ、海岸漂着物対策を推進することにより、海岸における良好な景観、多様な生態系、公衆の衛生など海岸環境の保全を図っていくものである。

改定内容  
・修文

(新)

## 第2章 愛知県における海岸漂着物の現状と課題

愛知県における海岸漂着物の現状は、「海岸における一体的漂着ゴミ対策検討調査報告書」（平成19年3月 国土交通省他）（以下「H18一体的漂着ゴミ対策調査」という。）、「関係市町村へのアンケート調査（平成22年1月、平成26年11月 愛知県）」及び「現地調査（平成22年度、平成26年度 愛知県）」を基に整理した。

### 1 一体的漂着ゴミ対策調査結果

本調査では、「水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）」を用いて、愛知県内132地点で調査が実施された。調査結果は、汀線幅10m当たりの海岸漂着ゴミ量（かさ容量）を20Lゴミ袋に換算してランク0（0袋）からランク10（128袋）までの12ランクで評価されている（表2-1参照）。なお、この調査では、流木や海藻等の自然由来の海岸漂着物は対象外としている。

調査結果の整理に当たっては、「水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）」においてゴミが非常に多いとされるランク6以上を赤着色、20Lゴミ袋1袋/10mに相当するランク3以上5以下を青着色として、県内の海岸漂着物の状況を取りまとめた結果は、図2-1のとおりである。

表2-1 ゴミ量ランクと漂着量との関係

| ランク | ゴミ袋の数量 | 回収した際のゴミのかさ容量の表現として  | かさ容量(リットル) |
|-----|--------|--|------------|
| 0   | 0      | (自然物を除いて)まったくゴミがない   | 0          |
| 1   | 約1/8   | 500mlのペットボトルならば3-4本分程度                                       | 2.5        |
| 2   | 約1/4   | 2Lのペットボトルならば2本分程度  | 5          |
| 3   | 約1/2   | 2Lのペットボトルならば4本分程度<br>200-350mlの飲料缶ならば15本分程度                  | 10         |
| 4   | 約1     | 2Lのペットボトルならば8本分程度<br>200-350mlの飲料缶ならば30本分程度<br>ポリタンクならば1本分程度 | 20         |
| 5   | 約2     | 2Lのペットボトルならば16本分程度<br>ポリタンクならば2本分程度                          | 40         |
| 6   | 約4     | 2Lのペットボトルならば32本分程度<br>みかん箱ならば3個分程度                           | 80         |
| 7   | 約8     | ドラム缶ならば1本未満  | 160        |
| 8   | 約16    | ドラム缶ならば1.5本未満  | 320        |
| 9   | 約32    | ドラム缶ならば3本未満  | 640        |
| 10  | 約64    | 1立方メートル程度  | 1,280      |
| 11  | 約128   | 軽トラックで1台分  | 2,560      |

出典：水辺の散乱ゴミの指標評価手法（国土交通省東北地方整備局、JEAN/クリーンアップ事務局及び特定非営利活動法人パートナーシップオフィスが2004年に共同開発）を基に作成

改定内容  
・ 修正  
・ 調査結果の追加に伴う修正

(旧)

## 第2章 愛知県における海岸漂着物の現状と課題

### 2-1. 愛知県における海岸漂着物の現状

愛知県における海岸漂着ゴミの実態は、「海岸における一体的漂着ゴミ対策検討調査報告書」（平成19年3月 国土交通省他）（以下、「H18一体的漂着ゴミ対策調査」という。）及び愛知県が行った、「関係市町村へのアンケート調査（平成22年1月）」における調査結果を基に整理した。

#### 1) 海岸漂着物の現状

H18一体的漂着ゴミ対策調査では、「水辺の散乱ゴミの指標評価手法」を用いて、愛知県内132地点で調査が実施された。調査結果は、汀線幅10m当りの海岸漂着ゴミ量（かさ容量）を20Lゴミ袋に換算してランク0（0袋）からランク10（128袋）までの12ランクで評価されている。なお、ここでは、流木や海藻等の自然由来の漂着ゴミは対象外としている。

調査結果の整理に当たっては、「水辺の散乱ゴミの指標評価手法」においてゴミが非常に多いとされるランク6以上を赤着色、20Lゴミ袋1袋/10mに相当するランク3以上（ランク5以下）を青着色として整理を行った。

表2-1 ゴミ量ランクと漂着量との関係

| ランク | ゴミ袋の数量 | 回収した際のゴミのかさ容量の表現として  | かさ容量(リットル) |
|-----|--------|--|------------|
| 0   | 0      | (自然物を除いて)まったくゴミがない   | 0          |
| 1   | 約1/8   | 500mlのペットボトルならば3-4本分程度                                       | 2.5        |
| 2   | 約1/4   | 2Lのペットボトルならば2本分程度  | 5          |
| 3   | 約1/2   | 2Lのペットボトルならば4本分程度<br>200-350mlの飲料缶ならば15本分程度                  | 10         |
| 4   | 約1     | 2Lのペットボトルならば8本分程度<br>200-350mlの飲料缶ならば30本分程度<br>ポリタンクならば1本分程度 | 20         |
| 5   | 約2     | 2Lのペットボトルならば16本分程度<br>ポリタンクならば2本分程度                          | 40         |
| 6   | 約4     | 2Lのペットボトルならば32本分程度<br>みかん箱ならば3個分程度                           | 80         |
| 7   | 約8     | ドラム缶ならば1本未満  | 160        |
| 8   | 約16    | ドラム缶ならば1.5本未満  | 320        |
| 9   | 約32    | ドラム缶ならば3本未満  | 640        |
| 10  | 約64    | 1立方メートル程度  | 1,280      |
| 11  | 約128   | 軽トラックで1台分  | 2,560      |

出典：水辺の散乱ゴミの指標評価手法（国土交通省東北地方整備局、JEAN/クリーンアップ事務局及び特定非営利活動法人パートナーシップオフィスが2004年に共同開発）を基に作成



(新)

## 2 関係市町村へのアンケート調査結果

### (1) 海岸漂着物の状況

本調査の結果によると、「過去5年間(平成21～25年度)にごみが大量に漂着して特に問題となった箇所がある」と回答があったのは9市町の17海岸であり、それらの海岸漂着物の状況等は、図2-2及び表2-2のとおりである。

17海岸のうち14海岸においては、ごみ量ランクが6以上と海岸漂着物が非常に多い状態となっている。

海岸漂着物の種類に関しては、最も多くを占めたごみの種類が、17海岸のうち12海岸で流木、1海岸で海藻、2海岸でペットボトル、2海岸でペットボトル以外のプラスチック類であり、自然発生物以外にもペットボトル等の日常生活に伴い発生する海岸漂着物が多いことが分かる。

漂着時期に関しては、夏季の終わりから冬季の始まりにかけて多く、河川上流部の大雨后にごみが多く漂着するとの報告があった。

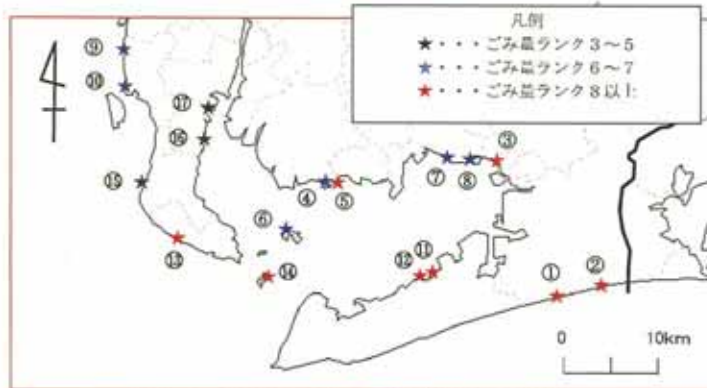


図2-2 ごみが大量に漂着し問題となった海岸  
(注) 図中の番号は、表2-2の番号と一致する。

改定内容

・アンケート調査結果に基づき修正

(旧)

## 2) アンケート調査による海岸漂着物量

関係市町村へのアンケート調査の結果、「過去5年間(平成17～21年度)にごみが大量に漂着して特に問題となった箇所がある」と回答があったのは6市町の9海岸である。

9海岸のうち美浜町西部海岸全域(伊勢湾側)を除く8海岸については、海岸清掃により現在では漂着量が少ない状態となっている。

漂着ごみの種類に関しては、美浜町西部海岸全域(伊勢湾側)ではペットボトル、南知多市の竹島海岸では海藻がもっとも多く、その他の7海岸では流木が最も多くなっている。

各海岸の漂着状況を表2-2に示す。

漂着時期は、美浜町西部海岸全域(伊勢湾側)では年間を通じて、伊勢湾側では7月頃、三河湾側では10月頃に漂着量が多くなっている。

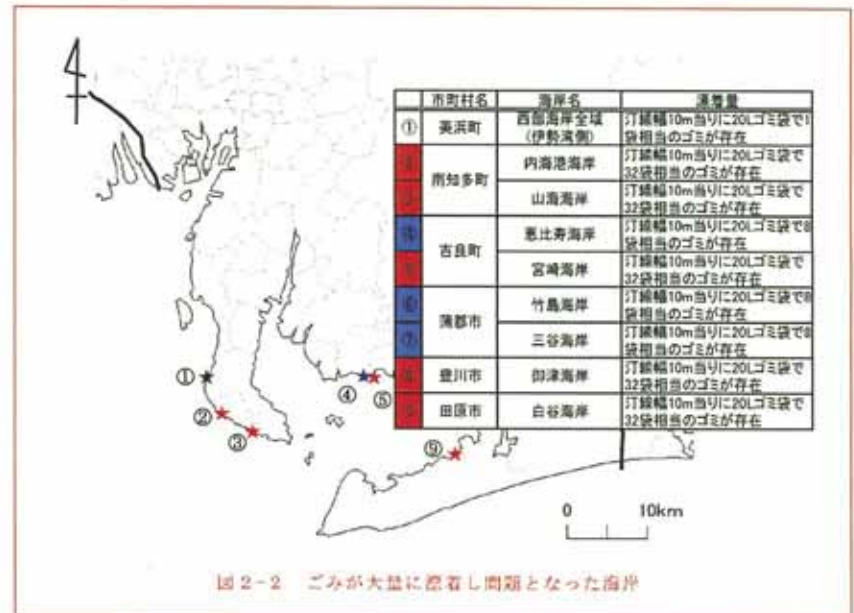


図2-2 ごみが大量に漂着し問題となった海岸

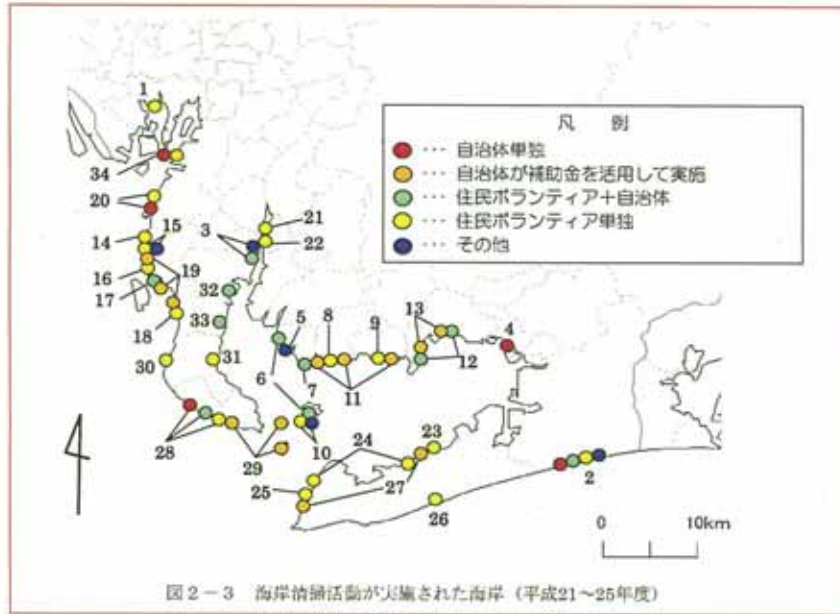


(2) 各海岸における清掃活動

本調査の結果によると、市町村が把握している過去5年間（平成21～25年度）の海岸清掃活動状況等は、図2-3及び表2-3のとおりである。

清掃活動は、自治体が単独で実施している他、環境省の地域環境保全対策費補助金や県の流木等処理負担金を活用して実施している。

また、自治体がボランティア等と共同して清掃活動を実施したり、アダプトプログラムにより地元住民等が実施するなど、海岸の清掃活動とともに、ボランティア活動を通じた環境美化活動の普及・啓発も図られている。



改定内容  
・アンケート調査結果に基づき修正

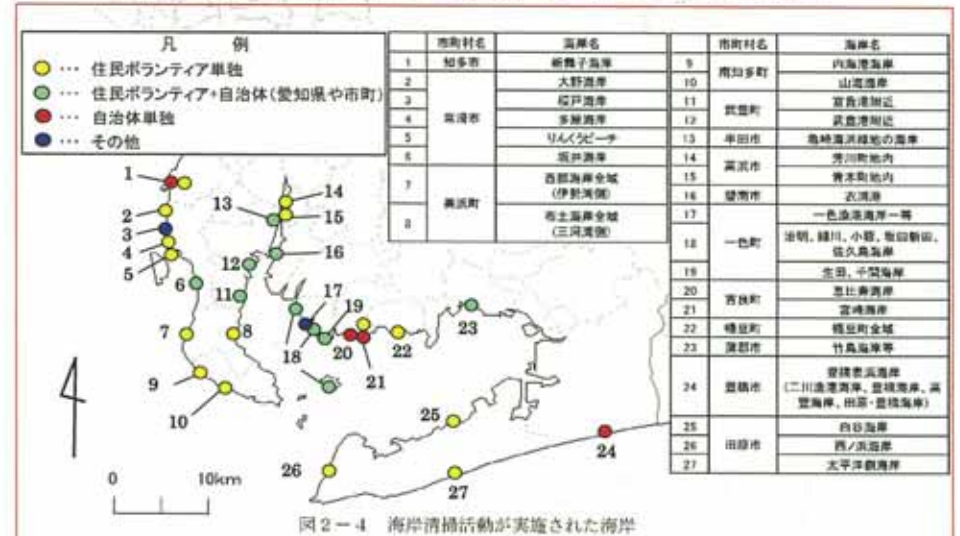
4) 各海岸における清掃活動

関係市町村へのアンケート調査の結果、過去5年間（平成17～21年度）に27海岸において29の実施形態による海岸清掃活動が実施されていた（付図参照）。

清掃活動の実施形態は、「住民ボランティア等民間団体による単独実施」が15海岸と最も多く、「自治体（愛知県や市町）と住民ボランティア等民間団体との共同実施」が8海岸、「自治体による単独実施」が4海岸となっている。その他、漁港工事の請負業者によるイメージアップ活動、環境教育（中学校）の一環としての清掃活動などは2海岸である。

なお、参加人数及びごみの回収量は、各海岸において大きな違いが見られる。

各海岸における海岸清掃状況を図2-3及び表2-3に次頁以降に掲載として示す。







改定内容  
・前ページと同じ

(7-2)

(新)

表2-4 (2) 海洋情報活動状況一覧表 (平成17～21年度)

| 年度 | 事業名 | 事業内容                     | 事業種別 | 実施日  | 事業金額 | 事業内容                     | 事業種別 | 事業内容                     | 事業種別 |
|----|-----|--------------------------|------|------|------|--------------------------|------|--------------------------|------|
| 17 | 調査  | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   | 9/11 | 100A | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   |
| 18 | 調査  | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   | 9/11 | 100A | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   |
| 19 | 調査  | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   | 9/11 | 100A | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   |
| 20 | 調査  | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   | 9/11 | 100A | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   |
| 21 | 調査  | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   | 9/11 | 100A | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   |
| 22 | 調査  | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   | 9/11 | 100A | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   |
| 23 | 調査  | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   | 9/11 | 100A | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   |
| 24 | 調査  | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   | 9/11 | 100A | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   |
| 25 | 調査  | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   | 9/11 | 100A | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   |
| 26 | 調査  | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   | 9/11 | 100A | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   |
| 27 | 調査  | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   | 9/11 | 100A | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   | 船舶監視カメラ設置<br>（船中監視カメラ設置） | 調査   |

・・・市民ボランティア団体（緑）・・・市民ボランティア団体（赤）・・・自治体川漁（青）・・・その他（白）

(旧)

(新)

(3) 海岸漂着物に関する課題

海岸漂着物を課題ごとに整理すると下表のとおりである。

| 課題     | 内容   | 市町   |
|--------|--|------|
| 漂着状況等  | ・人工的なごみは自然界で消滅せず、環境に及ぼす影響が大きい。   | 豊橋市  |
|        | ・一旦清掃して綺麗になっても、再度、ごみが漂着し、汚れてしまう。   | 西尾市  |
|        | ・春秋のクリーンキャンペーン月間内に、「統一実践活動」として市民・企業等の参加を募り清掃活動を実施している。本来は散乱ごみの収集を目的としているが、実際のところ海岸地区においては散乱ごみよりも流木のほうが多い。  | 蒲郡市  |
|        | ・清掃を実施していない海岸では、漂着ごみが流れ着いたままの状態となっている。   | 山原市  |
| 分別     | ・海岸清掃で集められたごみについては、きちんと分別されていないものもあり、市の施設に受入後、職員により分別するため負担となる。  | 山原市  |
|        | ・海岸漂着物の分別に手間がかかり、清掃活動実施者の不足等もあり大きな努力を要している。  | 南知多町 |
| 処理費用   | ・流木は当市処理施設では処理できないため、処理費用を海岸漂着物地域対策推進事業費補助金に頼りきっている。   | 蒲郡市  |
|        | ・台風、大雨などで多くの海岸漂着物が打ち上げられ、回収する際の人件費や重機の借り上げ料が高額で困っている。  | 知多市  |
|        | ・タイヤや冷蔵庫なども、海岸清掃で集められたものについては受け取り、市から業者へ処理委託をしている状況であり処理費用がかかる。  | 田原市  |
|        | ・清掃活動実施予算が不足している。  |      |
| 処理の困難性 | ・本町は、知多半島南端に位置し、難路一島を有しており大雨、台風等異常気象時後には、毎年、海岸に大量のごみが漂着する状況にある。そのため、漁業、観光業等への直接的被害や生活環境にも影響を及ぼしており、海岸清掃活動にかかる予算、手間等重い負担となっている。現在、海岸漂着物地域対策推進事業によりその一部を実施しているが、継続的な補助事業の制度化をお願いしたい。 | 南知多町 |
|        | ・年によってはアオサが大量発生することがあり、処分が苦慮している。平成26年度はクリーンセンターにおいて少量ずつの焼却を考えているが、伊の短命化に繋がることと焼却によるダイオキシンの発生が懸念されることから根本的な解決策を見出す必要に迫られている。   | 蒲郡市  |
| 発生抑制   | ・漂着ごみは、上流地域からのものと見られるため、関係市町村等との連携（組織化）も重要なものと思われる。  | 南知多町 |

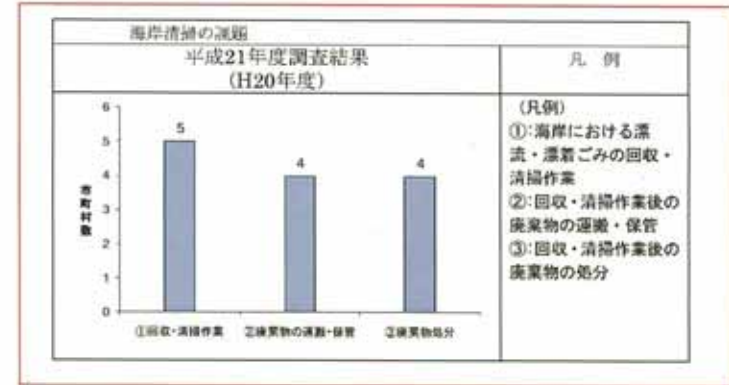
改定内容  
・アンケート調査結果に基づく修正

(旧)

2-2. 愛知県における海岸漂着物処理における課題

●海岸清掃等の課題

平成20年度における海岸清掃等で自治体が課題があると回答があったのは蒲郡市はじめ6市町である。課題として、「海岸における漂流・漂着ごみの回収・清掃作業」をあげたのが5市町、「回収・清掃作業後の廃棄物の運搬・保管」をあげたのが4市町、「回収・清掃作業後の廃棄物の処分」をあげたのが4市町である。



●海岸における漂流・漂着ごみの回収・清掃作業の課題

海岸における漂流・漂着ごみの回収・清掃作業の課題について下記に示す。

| 市町村 | 課題  |
|-----|---|
| 美浜町 | 可燃物、不燃物等に分別して回収してもらうよう依頼しているが、汚れていることもあり分別が不十分であったり、クリーンセンター（処分施設）では処分できないものを回収し、待込み時にトラブルになったり、処分が困っている。また、清掃活動をしたごみを海岸に集めたまま放置されている場合があり、困っている。 |
| 碧南市 | 海岸漂着ごみについて水分を多く含むため直接処理施設に投入できない。漂着ごみ分別の手間がかかる。   |
| 古良町 | 台風・大雨などで、海水浴場に多くの漂着ごみが打ち上げられ、海水浴シーズンは不快感をもたれて海水浴客の減少につながる。漂着ごみを回収する際の人件費や重機等の借上料が高く、困っている。  |
| 蒲郡市 | 大量に発生したアオサについて手作業で回収するため、費用がかさむ。  |
| 田原市 | ボランティアによる清掃活動が行われない海岸には漂着ごみが流れ着いたままになっている。清掃活動により一時的にきれいになるが、しばらくするとともに戻ってしまうため、継続的にきれいな状態を保つことが難しい状況である。   |

(新)

(旧)

●回収・清掃作業後の廃棄物の運搬・保管の課題

回収・清掃作業後の廃棄物の運搬・保管の課題について下記に示す。ごみの種類ごとに「廃木」(3市町)、「海藻」(2市町)、「ペットボトル」、「ペットボトル以外のプラスチック類」 「ビン・缶類」 「医療器具」 「不特定」(各1市町)となっている。

| 市町村 | 種 類              | 課 題  |
|-----|------------------|--|
| 美浜町 | 流木               | 量が多い場所や、大きなものはあらかじめ運搬せずに対応を検討する必要がある。                                    |
| 吉良町 |                  |  |
| 龍南市 |                  |  |
| 吉良町 | 海藻               | 海水浴場に設置してあるコンテナに一時的に保管してあるが、回収回数が多く費用がかかる。また、草も多く重機等を使用し回収しているため、費用がかかる。 |
| 龍南市 |                  | 運搬の費用がかさむ。   |
| 吉良町 | ペットボトル           | 海水浴場に設置してあるコンテナに一時的に保管しているが、回収回数が多く費用がかかる。                               |
| 吉良町 | ペットボトル以外のプラスチック類 |  |
| 吉良町 | ビン・缶類            |  |

|     |      |   |
|-----|------|---|
| 美浜町 | 医療器具 | 危険な注射針などの扱いは特に注意してもらっている。なお、一般的にはクリーンセンター(処分施設)では処分できないものであるため、それを見つけた場合、回収を行わずに処分場所の把握をしてもらっている。 |
| 碧南市 | 不特定  | 回収後の運搬費用がかさむ。   |

改定内容  
・アンケート調査結果に基づく修正

(新)

(旧)

●回収・清掃作業後の廃棄物の処分の課題

回収・清掃作業後の廃棄物の処分の課題を下記に示す。

| 市町村 | 種類  | 課題   |
|-----|-----|--|
| 美浜町 | 廃木  | クリーンセンター（処分施設）では、破砕ができない大木であったり、量が多かったり、いろいろなものが混じっていたりすると処分が簡単にできない場合がある。 |
| 色町  |     | 太さが10センチ、長さが2メートルを超える木はクリーンセンター（処分施設）に搬入することができないので、小さく切断するなど手間がかかる。       |
| 吾郡市 |     | 燃やせるものは燃やしているが塩分を含んでいるので、塩分調節が難しい。燃やせないものは処分場にて野ざらしにしているが、中々腐らない。          |
| 田原市 |     | 海岸には、多くの廃木が流れ着いているが、市では受け入れているのが現状で、処分をできていない。                             |
| 色町  | 漁業  | 回収した漁業は乾燥してなく、また砂等の付着物が多いため、焼却処分が出来ない。また、腐敗している場合もある。                      |
| 吾郡市 |     | 廃棄物として埋め立て処分するが、処分場からの悪臭の発生抑制、埋め立て場所の確保が難しい。                               |
| 田原市 |     | 他のごみに付着している程度の場合は、燃やせるごみとして焼却しているが、漁業そのものは受け入れておらず、処分できていない。               |
| 田原市 | 漁具類 | 漁具類の中でも、漁業で使用されているような網が流れ着いている。網は、破砕処理しているが、機械が破損する原因にもなっている。              |

改定内容  
・アンケート調査結果に基づく修正

(新)

### 3 現地調査結果

#### (1) 現地調査の目的

海岸漂着物の現況及び発生状況を把握するため、海岸及び河川において現地調査を実施した。

海岸漂着物の現況調査は、海岸漂着物量調査（目視調査）と海岸漂着物内容調査（コドラート調査）の2種類について、発生状況調査は、河川でごみの集積が確認された区間のごみ量及び内容の調査を行った。

#### (2) 現地調査

##### ア 海岸漂着物量調査

###### (ア) 調査方法

調査は海岸漂着物の状況の変化を確認するため、降雨の前後で実施した。

「水辺の散乱ごみの指標評価手法（海岸版）」に定める「漂着ゴミ（かさ容量）の推測」に基づき、目視によるかさ容量の推測を行った（表2-1参照）。

なお、海岸漂着物量は、その全量と、自然系（灌木・浅木等）を除いた量の2種類で調査した。

###### (イ) 調査地点

図2-4のとおり18地区で調査を実施した。

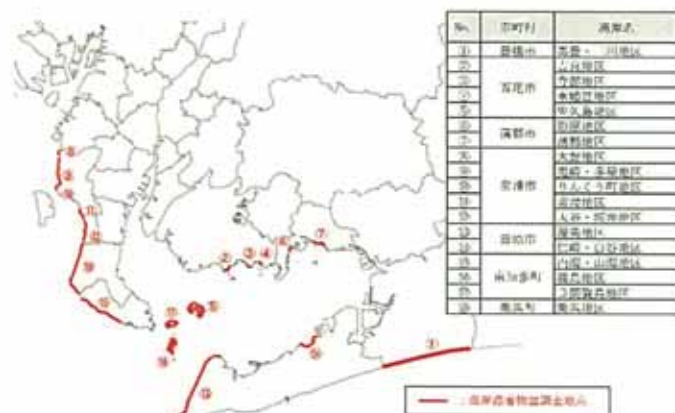


図2-4 海岸漂着物量調査地点

改定内容  
・平成26年度調査結果の追加

(旧)

(新)

(ウ) 調査期間

平成26年9月10～14日(降雨前)、平成26年9月27～29日(降雨後)

(エ) 調査結果

本調査結果の海岸漂着物量は、表2-4、図2-5～2-8のとおりであり、調査実施時刻の風向、降雨量及び潮位は図2-9～11のとおりであった。

図2-6のとおり、10m当たりの海岸漂着物量は、豊橋市、常滑市、田原市、南知多町及び先浜町が多かった。これは、外海に面する海岸では多くの海岸漂着物が集積すること、また、調査実施期間中の風向(図2-9)が北西方向からの風が多かったため、西向きに海岸に多くの漂着物が漂着したことが考えられる。

また、降雨前後の海岸漂着物量については、図2-5及び図2-6のとおりで、降雨前後で顕著に海岸漂着物量が増加した海岸はなかった。降雨後に海岸漂着物量が増加している箇所もあったが、減少している箇所もみられた。降雨に伴い海岸にはごみが漂着したものと考えられるが、海岸漂着物は一定の割合で海へ再漂着するため<sup>※</sup>、降雨前後で顕著な差が見られなかったものと考えられる。

このように県内の海岸には、多くの海岸漂着物が集積していることから、海岸の環境保全等のため、また、再漂着のサイクルによる近地域への流出を防ぐため、その回収・処理の推進が求められる。

※ 国土技術政策総合研究所研究報告 No.54 July2014、「海岸における海洋プラスチックの漂着時間の予測と海岸清掃への応用に関する研究」,国土技術政策総合研究所 片岡啓敏

(旧)

改定内容  
・平成26年度調査結果の追加

(新)

(旧)

表2-4 海岸漂着物量調査結果

| No. | 市町村 | 区域      | 調査<br>延長<br>(m) | 調査日   |       | ごみ総量    |         | ごみ総量<br>(自然系除く) |          | 10mごみ量   |          | 10mごみ量<br>(自然系除く) |          | 海岸漂着物の<br>総量 |
|-----|-----|---------|-----------------|-------|-------|---------|---------|-----------------|----------|----------|----------|-------------------|----------|--------------|
|     |     |         |                 | 調査前   | 調査後   | 調査前     | 調査後     | 調査前             | 調査後      | 調査前      | 調査後      | 調査前               | 調査後      |              |
|     |     |         |                 | (kg)  | (kg)  | (kg)    | (kg)    | (kg/10m)        | (kg/10m) | (kg/10m) | (kg/10m) | (kg/10m)          | (kg/10m) |              |
| 1   | 宮崎市 | 高志・二軒地区 | 13,500          | 8月19日 | 8月27日 | 128,762 | 150,450 | 4,802           | 7,812    | 86       | 111      | 2                 | 6        | 1 個          |
| 2   |     | 吉島地区    | 1,500           | 8月11日 | 8月27日 | 820     | 540     | 180             | 120      | 0        | 4        | 1                 | 1        | 1 個          |
| 3   |     | 榑原地区    | 300             | 8月11日 | 8月27日 | 20      | 40      | 0               | 2        | 1        | 1        | 0                 | 0        | 0 個          |
| 4   |     | 東境並地区   | 200             | 8月11日 | 8月27日 | 0       | 20      | 0               | 0        | 0        | 1        | 0                 | 0        | 0 個          |
| 5   |     | 佐久島地区   | 10,500          | 8月11日 | 8月27日 | 3,120   | 5,800   | 1,100           | 1,800    | 0        | 5        | 0                 | 1        | 1 個          |
| 6   |     | 新津地区    | 800             | 8月11日 | 8月27日 | 1,200   | 2,900   | 140             | 82       | 41       | 30       | 2                 | 1        | 1 個          |
| 7   |     | 海津地区    | 3,700           | 8月11日 | 8月27日 | 2,100   | 4,720   | 220             | 502      | 8        | 10       | 1                 | 2        | 2 個          |
| 8   |     | 大野地区    | 800             | 8月12日 | 8月28日 | 16,580  | 13,820  | 821             | 742      | 184      | 152      | 10                | 8        | 8 個          |
| 9   |     | 豊津・多摩地区 | 4,200           | 8月12日 | 8月28日 | 27,820  | 28,880  | 1,790           | 1,222    | 62       | 62       | 4                 | 4        | 4 個          |
| 10  | 宮崎市 | せんく地区   | 1,800           | 8月12日 | 8月28日 | 4,480   | 2,280   | 340             | 242      | 22       | 20       | 2                 | 2        | 2 個          |
| 11  |     | 荒津地区    | 1,300           | 8月12日 | 8月28日 | 1,840   | 3,780   | 100             | 242      | 13       | 13       | 1                 | 1        | 1 個          |
| 12  |     | 大野・船井地区 | 1,800           | 8月12日 | 8月28日 | 20,080  | 24,220  | 1,820           | 1,872    | 74       | 62       | 0                 | 0        | 0 個          |
| 13  |     | 豊津地区    | 12,800          | 8月19日 | 8月28日 | 62,220  | 62,220  | 5,460           | 3,842    | 54       | 49       | 4                 | 2        | 2 個          |
| 14  |     | 仁神・谷谷地区 | 3,200           | 8月16日 | 8月27日 | 4,100   | 2,280   | 1,100           | 614      | 12       | 10       | 4                 | 2        | 2 個          |
| 15  |     | 内海・山海地区 | 4,200           | 8月12日 | 8月28日 | 44,510  | 10,220  | 3,120           | 2,682    | 64       | 54       | 0                 | 4        | 4 個          |
| 16  | 熊毛市 | 桂島地区    | 8,400           | 8月12日 | 8月29日 | 5,280   | 5,180   | 840             | 412      | 0        | 0        | 1                 | 1        | 1 個          |
| 17  |     | 巨勢尾島地区  | 1,200           | 8月12日 | 8月28日 | 442     | 340     | 120             | 142      | 1        | 2        | 0                 | 0        | 0 個          |
| 18  | 熊本市 | 瀧水地区    | 9,200           | 8月12日 | 8月28日 | 28,542  | 47,180  | 2,468           | 1,812    | 70       | 80       | 2                 | 2        | 2 個          |

単位:L/延長

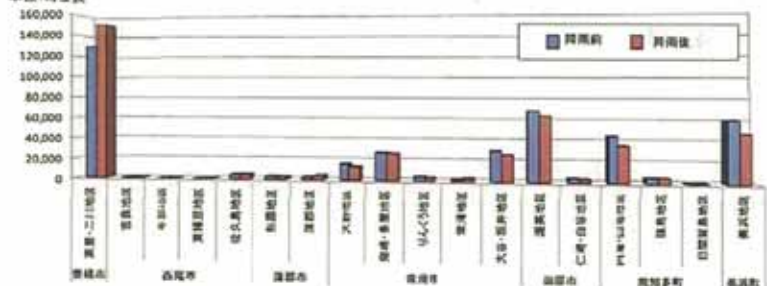


図2-5 海岸漂着物量結果 (ごみ総量・自然系含む)

単位:L/10m

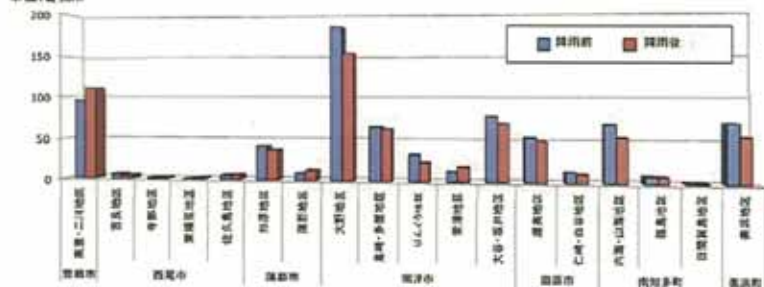


図2-6 海岸漂着物量結果 (10m当りのごみ量・自然系含む)

改定内容

・平成26年度調査結果の追加



(新)

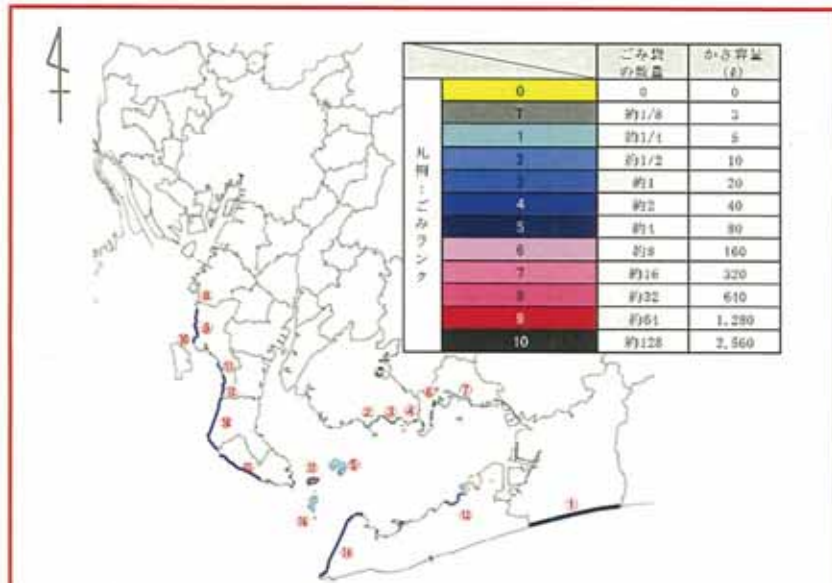


図2-7 ゴミ量ランク (海岸漂着物量調査結果、降雨前、自然系含む)

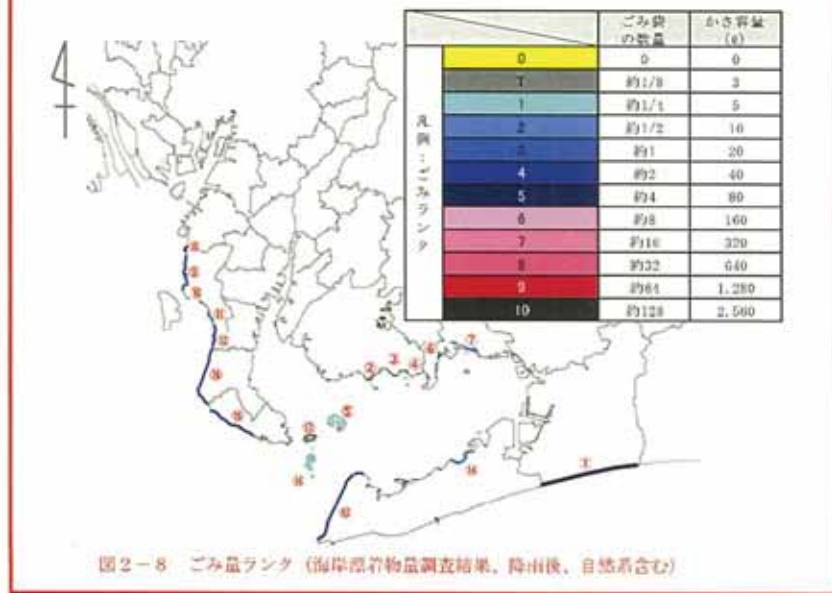


図2-8 ゴミ量ランク (海岸漂着物量調査結果、降雨後、自然系含む)

改定内容  
 ・平成26年度調査結果の追加

(旧)

(新)

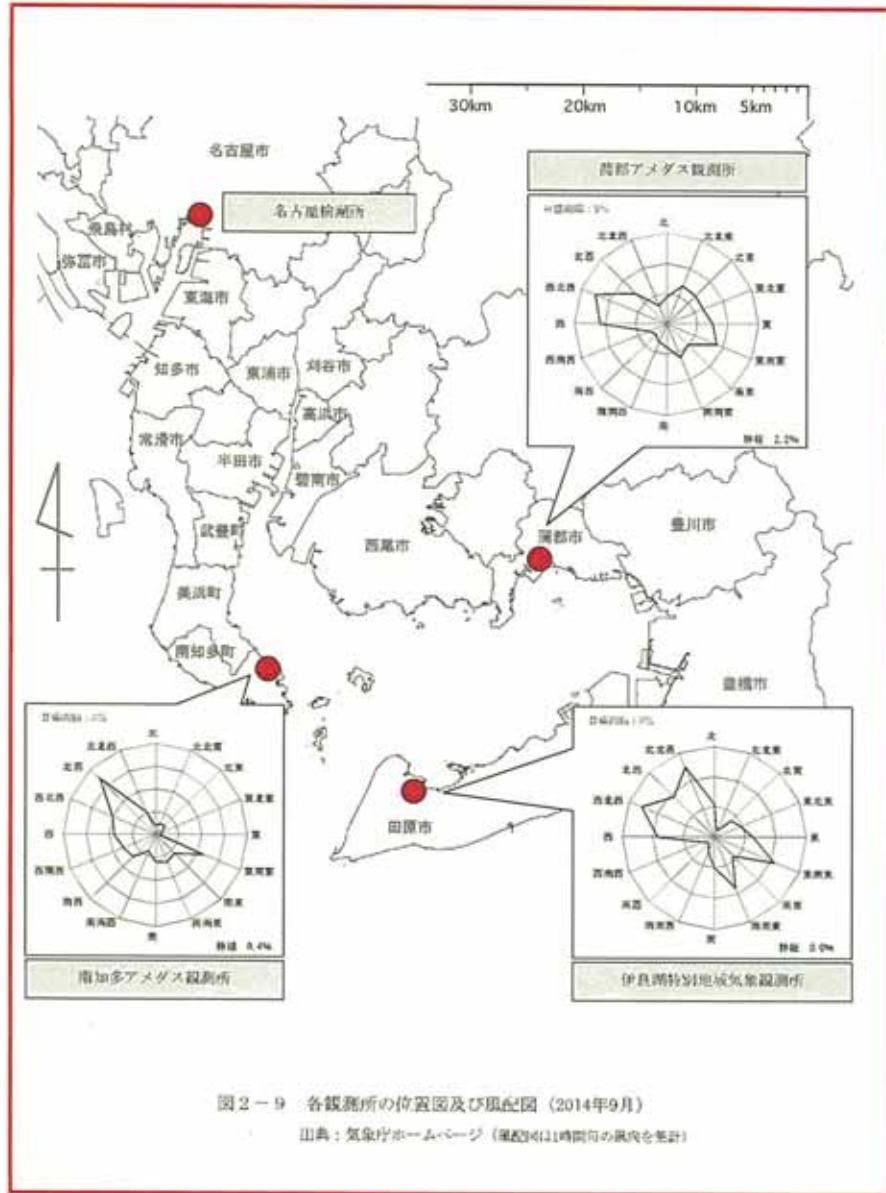


図2-9 各観測所の位置図及び風配図(2014年9月)

出典: 気象庁ホームページ(観測時刻11時間の風向を基に)

(旧)

改定内容  
・平成26年度調査結果の追加

(新)

(旧)

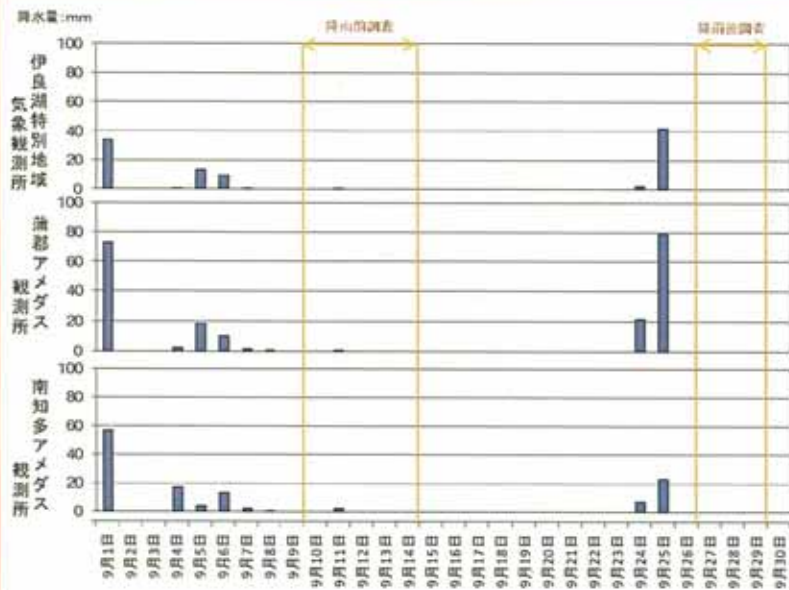


図2-10 各観測所における降水量の推移 (2014年9月)

出典：気象庁ホームページ

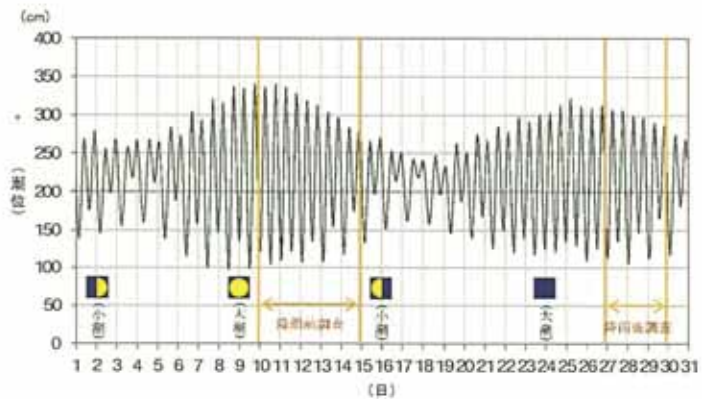


図2-11 名古屋検潮所における潮位の推移 (2014年9月)

出典：気象庁ホームページ (潮位は観測基準面上の値で表記 (観測基準面の標高：+200.9cm))

改定内容  
・平成26年度調査結果の追加

(新)

### イ 海岸漂着物内容調査

#### (ア) 調査方法

各海岸においてコドラート（10m×10m）を1箇所設定し、コドラート内の海岸漂着物を回収し、表2-5のとおり分類し、計量した。

#### (イ) 調査地点

図2-12のとおり25海岸で調査を実施した。

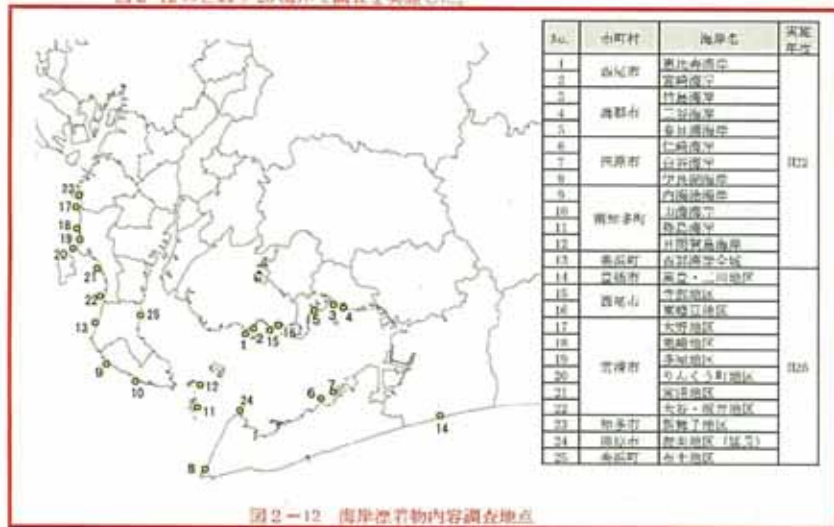


図2-12 海岸漂着物内容調査地点

#### (ウ) 調査期間

平成22年11月18日、12月7～9日。

平成26年9月27日～30日、平成27年1月13日、2月4日

#### (エ) 調査結果

本調査結果を図2-13、2-14及び表2-5に示す。

図2-13及び表2-5のとおり、海岸漂着物を生活系、漁業系、半農系及びその他に区分し、その重量構成をみると、海岸漂着物の8割以上が自然系の薪木や流木で占められている。また、自然系を除いては生活系が約10%、半農系が約3%、漁業系が約1%である。生活系では、ペットボトル、食品の包装・容器、飲料ガラス瓶が多くを占めており、漁業系ではロープ・ひもが、半農系では木材等が多くを占めた。

#### 改定内容

- ・平成26年度調査結果の追加に伴う修正
- ・修文

(旧)

### 3) 現地調査による海岸漂着物の現状

#### 現地調査の概要

1. 現地調査の目的  
海岸漂着物の現状を把握するため、各海岸において現地調査を実施した。

#### 2. 現地調査実施期間

・現地調査：平成22年11月18日、12月7～9日

#### 3. 現地調査の内容

- ・調査項目 写真撮影、採取り調査
- ・調査回数：各海岸1回
- ・調査地点 下記に示す13箇所
- ・採取り調査の箇所

各海岸において調査区域（10m×10m）を1箇所設定し、その区域内の漂着物を回収し、種類別に区分けし、計量した。種類区分は、自然系、漁業系、半農系、その他とした。ただし、漁業系は採取り調査の計量対象から除外した。

#### 主な調査内容

●調査区域の設定  
採取り調査では、まず10m×10mの枠を設定した。写真には、田原市川崎海岸である。こうした枠取りは、他地区との比較のために、同一面積を確保するために行った。



●海岸漂着物の収集・分類・計量  
漂着物を集め、分類を行ったうえで、種類別に計量を行った。下の写真は、田原市川崎海岸での分類状況である。赤ページに、各海岸別に調査結果を示した。



(新)

図2-14のとおり、三河湾の北側に位置する西尾市及び蒲郡市の海岸では、流木や漂木といった自然系ごみの割合が比較的低い傾向が見られ、2地区においては、生活系ごみが海岸漂着物の半数以上を占めており、発生抑制対策推進の必要性がある。



写真：ロードワート併設状況



写真：海岸漂着物の分類状況



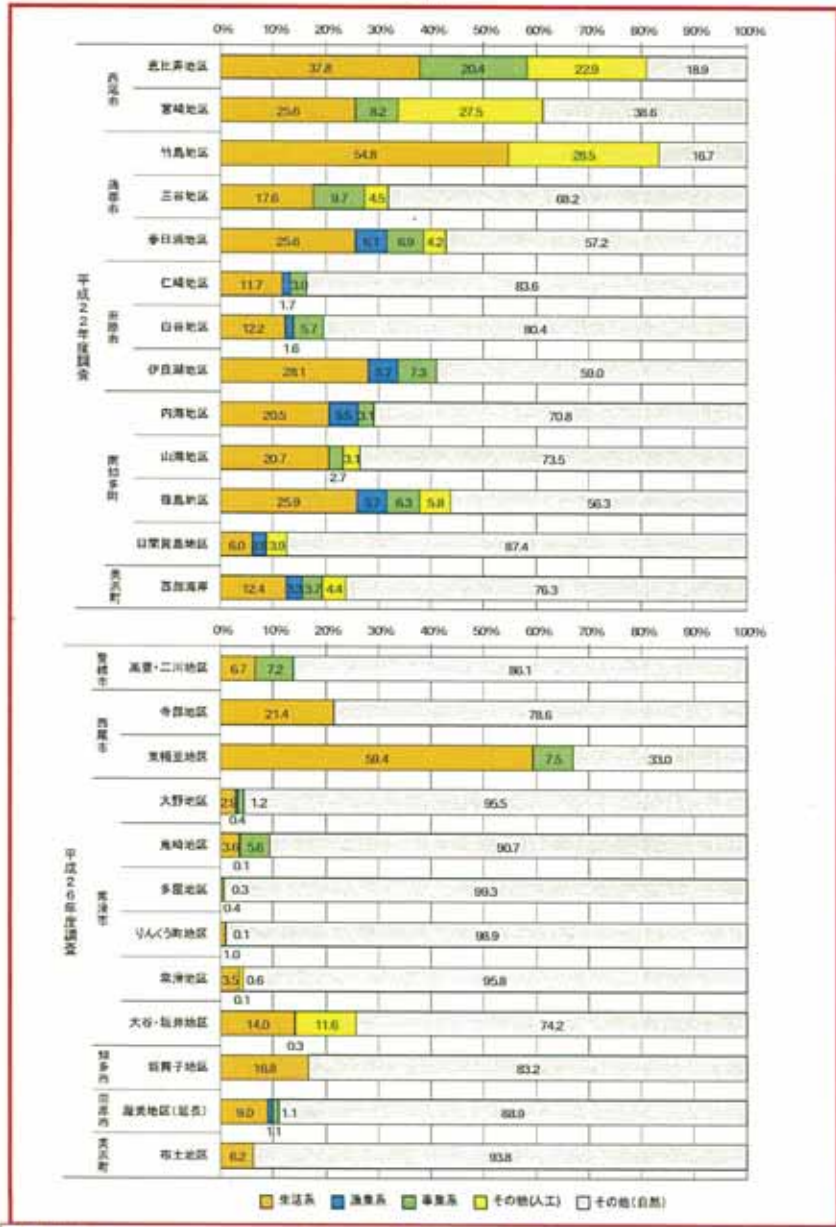
図2-14 重量割合(全地点合計)

(旧)

改定内容

- ・平成26年度調査結果の追加に伴う修正
- ・修文

(新)



改定内容  
・グラフの追加

図2-14 重量割合(地点別)

(旧)



(新)

ウ 発生状況調査

(ア) 調査方法

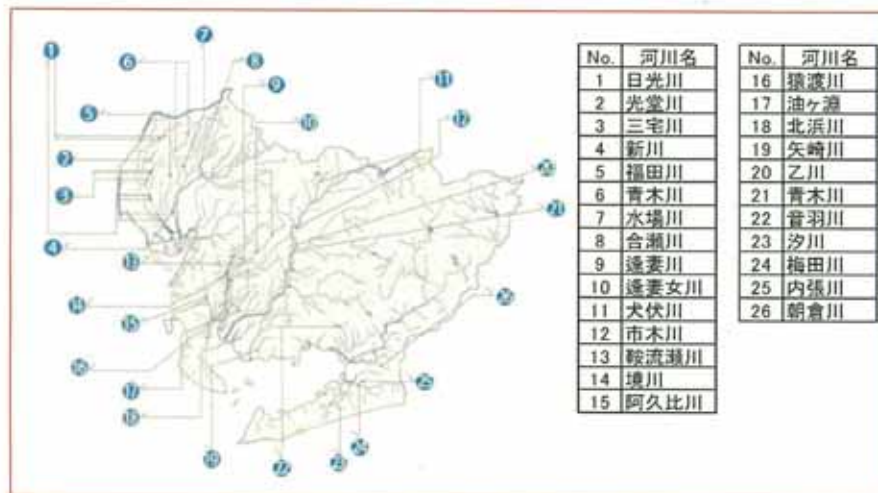
調査区画のごみを収集し、表2-6のとおり、ごみの種類毎に分類して集計をした。

表2-6 ごみの種類別分類

| 大分類     | 小分類     | 大分類 | 小分類                  |
|---------|---------|-----|----------------------|
| 生活系     | ペットボトル  | 事業系 | プラスチック系<br>(発砲スチロール) |
|         | 食品包装・容器 |     | 金属類(缶類等)             |
|         | ごみ袋(式)  |     | 農業系                  |
|         | ビン      |     | その他                  |
|         | 空き缶     | 自然系 | 草・木                  |
| その他生活雑貨 |         |     |                      |

(イ) 調査対象河川

図2-15のとおり、愛知県が管理する河川のうち、26河川で調査を実施した。調査対象区画は、ごみの堆積が多く確認できた区画とした。



(ウ) 調査年度

平成25～26年度

改定内容  
 ・平成26年度調査結果の追加

(旧)



(新)

(エ) 調査結果

河川延長44.3kmで調査を実施した結果、回収したごみの総量は52.7tであった(1.2kg/m)。

回収したごみを表2-6のとおり分類した結果を図2-16に示す。日常生活に伴って排出されるペットボトルや食品包装・容器などの生活ごみが約72%を占めた。また、生活系ごみの中でも、飲食に関わるペットボトル、食品包装・容器、ビン及び空き缶が全体の39%（生活系の約54%）を占めていること、また、橋梁、交差点、交通量の多い道路付近で多くごみが見つかったとの調査報告から、外出先で飲食したごみがポイ捨てされたものと考えられる。

また、人員のつきにくい場所などで、大型の生活雑貨（家電、マットレス、ソファ、ベビーカーなど）が不法投棄されており、これらは、全体の約20%を占める「生活系」「その他生活雑貨」に分類した。また、消火器や大量のタイヤなど、事業者による不法投棄と思われるものもあり、これらは全体の12%を占めた「事業系」「その他」に分類した。

なお、各河川の「1m当たりのごみ量」、「生活系ごみ、事業系ごみ、自然系ごみ」の割合を図2-17に示す。

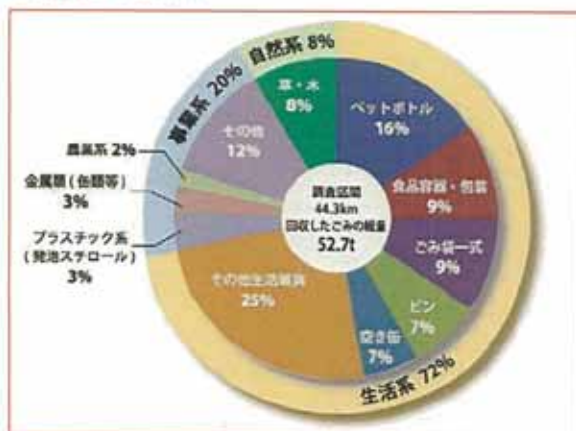


図2-17 ごみの内訳

(旧)

改定内容  
 ・平成26年度調査結果の追加

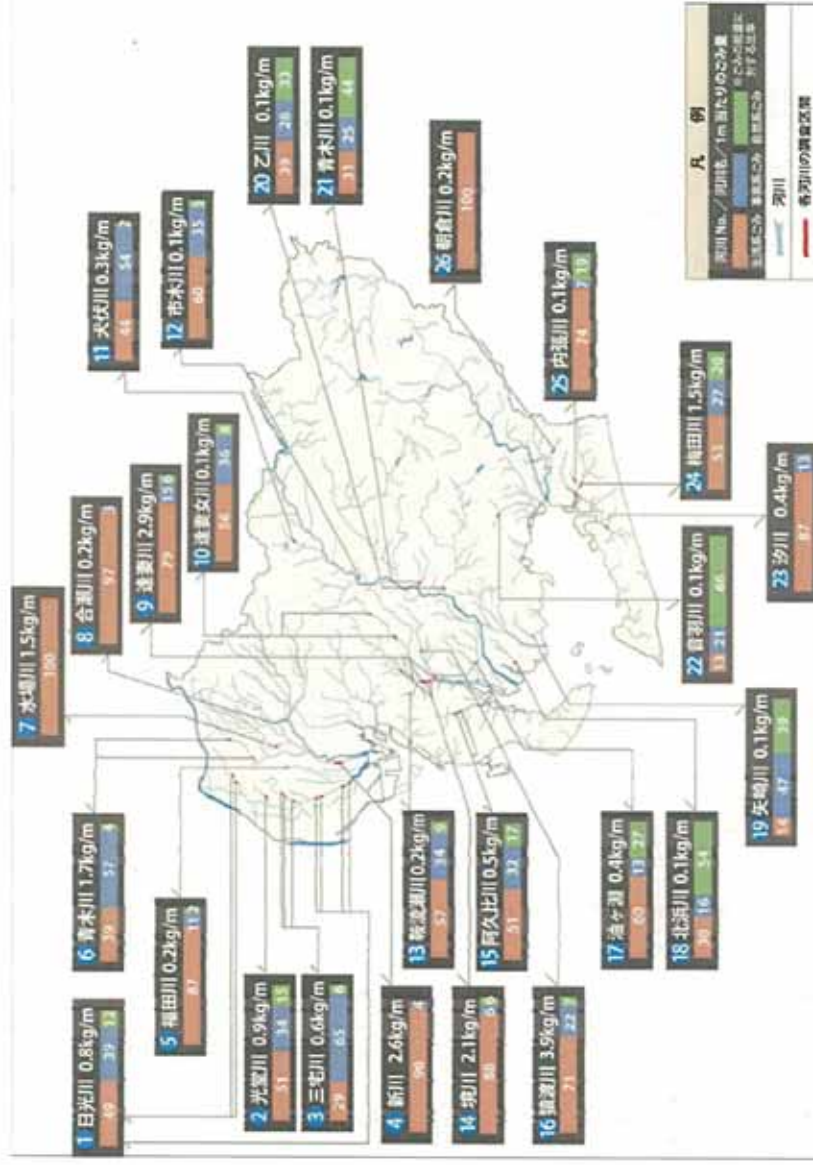


図2-18 各河川のごみの量及び内訳

(旧)

(新)

### 第3章 愛知県における海岸漂着物対策の基本理念と基本方針

愛知県の海岸における良好な景観及び生物の生態環境等の保全や海岸漂着物の円滑な処理等を行っていくための基本理念と基本方針を以下に示す。

#### 基本理念

海岸が県民共有の財産として県民の健康で文化的な生活の確保に重要な役割を果たしていることを踏まえ、現在及び将来の県民が海岸のもたらす恵沢を享受することができるよう、良好な景観、生物の多様性、公衆の衛生等の海岸の環境について、その良好な状態の保全を図るものとする。

#### 基本方針

##### 1. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

国、県、海岸管理者、市町村、民間団体等の海岸漂着物に関わりのある多様な主体が地域の実情に応じた適切な役割分担を行うとともに、各主体相互の情報共有等を行いながら、連携していく体制の確保に努める。

##### 2. 海岸漂着物の円滑な処理の推進

海岸漂着物が集積することにより、現に海岸の景観や生活・自然環境の保全に支障が生じている地域においては、円滑な処理をすすめることにより、海岸の清潔保持及びその海域への流出防止に努める。

##### 3. 海岸漂着物の効果的な発生抑制

県及び市町村は、ごみの排出抑制やポイ捨て・不法投棄防止を推進し、**海岸漂着物の発生抑制に努める。**

また、環境学習や普及啓発を通じて、広く県民に海岸漂着物の問題認識を促し、発生抑制への理解促進と環境保全の意識高揚に努める。

改正内容  
・修正

(旧)

### 第3章 愛知県における海岸漂着物対策の基本理念と基本方針

愛知県の海岸における良好な景観及び生物の生態環境等の保全や海岸漂着物の円滑な処理等を行っていくための基本理念と基本方針を以下に示す。

#### 基本理念

海岸が県民共有の財産として県民の健康で文化的な生活の確保に重要な役割を果たしていることを踏まえ、現在及び将来の県民が海岸のもたらす恵沢を享受することができるよう、良好な景観、生物の多様性、公衆の衛生等の海岸の環境について、その良好な状態の保全を図るものとする。

#### 基本方針

##### 1. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

国、県、海岸管理者等、市町村、民間団体等海岸漂着物に関わりのある多様な主体が地域の実情に応じた適切な役割分担を行うとともに、各主体相互の情報共有等を行いながら、連携していく体制の確保に努める。

##### 2. 海岸漂着物等の円滑な処理の推進

海岸漂着物等が集積することにより、現に海岸の景観や生活・自然環境の保全に支障が生じている地域においては、円滑な処理をすすめることにより、海岸の清潔保持及びその海域への流出防止に努める。

##### 3. 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

県及び市町村は、3Rの推進による循環型社会の形成やごみ等の不法投棄防止を推進し、発生抑制を行うことで海岸漂着物等の削減に努める。

また、環境学習や普及啓発を通じて、広く県民に海岸漂着物の問題認識をうながし、発生抑制への理解促進と環境保全の意識高揚に努める。

(新)

#### 第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

##### 1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

大量に海岸漂着物が集積することにより、海岸における良好な景観及び環境の保全に、特に支障が生じており、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域を、「海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下「重点区域」という。）」とする。

重点区域の設定に際しては、地域でみられる海岸漂着物の集積状況及び清掃活動の実施状況のほか、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件について、総合的に判断する。

##### (1) 重点区域の設定方法

国の基本方針に沿って、愛知県が重点区域設定基準（評価指標及び評価基準）を作成して、重点区域（案）を設定する。その後、愛知県海岸漂着物対策推進協議会における関係機関、関係団体等の意見を反映し、案は重点区域を設定する。

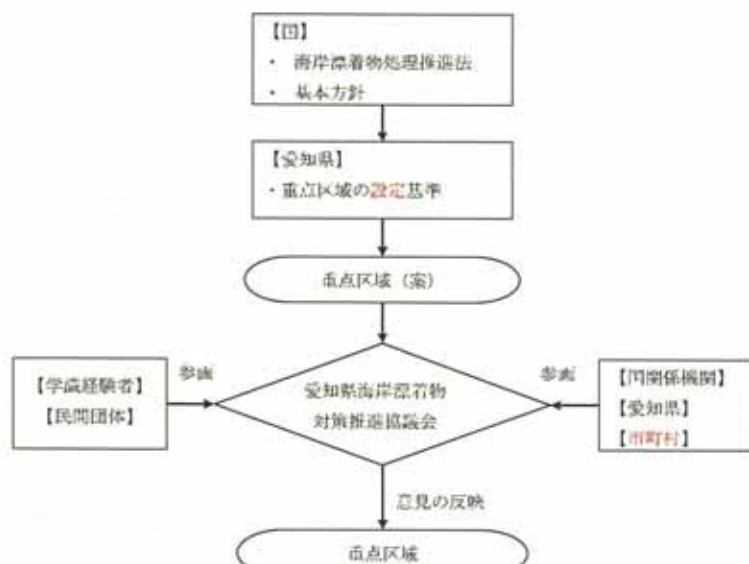


図4-1 重点区域の設定フロー

(旧)

#### 第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

##### 4-1. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域について

##### 1) 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

大量に海岸漂着物等が集積することにより、海岸における良好な景観及び環境の保全に、特に支障が生じており、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域を、「海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下、「重点区域」という。）」とする。

重点区域の設定に際しては、地域でみられる海岸漂着物の量及び質のほか、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件について、総合的に判断する。

##### 2) 重点区域の設定方法

国の基本方針に沿って、愛知県が重点区域の選定基準（評価指標及び評価基準）を作成して、重点区域（案）を選定する。その後、愛知県海岸漂着物対策推進協議会において、関係機関、関係団体等の意見を反映し、重点区域の設定を行っていく。

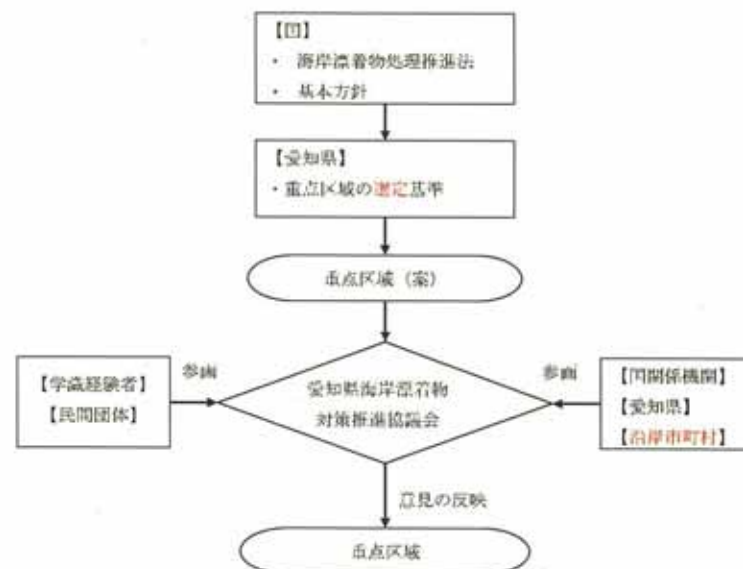


図4-1 重点区域の選定フロー

改定内容  
・ 修文

(新)

(2) 重点区域の範囲

重点区域の範囲は、その一体性に配慮しつつ、重点的な対策の必要性に照らして過大又は過小とならないよう、必要かつ合理的なものとする。

(3) 重点区域の設定基準

重点区域は、以下に記述する設定基準の第1項目及び第2項目のそれぞれを満足する海岸とする。

まず、「海岸漂着物状況」を設定基準第1項目とし、「海岸漂着物の集積状況」及び「海岸清掃活動の実施状況」の2つの評価指標を設け、それぞれの評価指標において、評価基準を満たす海岸とする。

その評価基準は表4-1に示す。

表4-1 設定基準第1項目

| 項目      | 評価指標        | 評価基準   |
|---------|-------------|--|
| 海岸漂着物状況 | 海岸漂着物の集積状況  | 大量の海岸漂着物が集積している海岸又は海岸等の環境保全や住民の利用等に影響を及ぼす可能性があるものが漂着している海岸 |
|         | 海岸清掃活動の実施状況 | 海岸漂着物の清掃活動が管理者、市町村、地域住民等により実施されている海岸                       |

(旧)

3) 重点区域の範囲

重点区域の範囲は、その一体性に配慮しつつ、重点的な対策の必要性に照らして過大又は過小とならないよう、必要かつ合理的なものとする。

4) 愛知県における重点区域の選定基準

以下に記述する選定基準の第1項目及び第2項目のそれぞれを満足する海岸を有する地域を重点区域の候補地区とする。

まず、「海岸漂着物状況」を選定基準第1項目とし、「海岸漂着物の集積状況」及び「海岸清掃活動の実施状況」の2つの評価指標を設け、それぞれの評価指標において、評価基準を満たす海岸とする。

その評価基準、評価方法は表4-1(1)に示す。

表4-1(1) 選定基準第1項目

| 項目      | 評価指標        | 評価基準   | 評価方法   |
|---------|-------------|--|--|
| 海岸漂着物状況 | 海岸漂着物の集積状況  | 大量の海岸漂着物が集積している海岸又は海岸等の環境保全や住民の利用等に影響を及ぼす可能性があるものが漂着している海岸 | <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸漂着物に関するアンケート調査(平成22年1月県環境部)</li> <li>市町村等が海岸漂着物の回収、処理の対策を重点的に講ずる海岸</li> </ul> |
|         | 海岸清掃活動の実施状況 | 海岸漂着物の清掃活動が管理者、市町村、地域住民等により実施されている海岸                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸漂着物に関するアンケート調査(平成22年1月県環境部)</li> <li>ホームページ、新聞等</li> </ul>                    |

改定内容  
・修正

(新)

次に、地域特性を踏まえた「自然的条件」と「社会的条件」の2つを設定基準第2項目とする。

「自然的条件」に「海岸地形・景観」及び「生態系」の2つの評価指標を設け、また、「社会的条件」に「利用状況」及び「経済活動」の2つの評価指標を設け、いずれかの評価指標において、評価基準を満たす海岸とする。

その評価基準は表4-2のとおりである。

表4-2 設定基準第2項目

| 項目    | 評価指標    | 評価基準  |
|-------|---------|---|
| 自然的条件 | 海岸地形・景観 | 保全すべき海岸地形や良好な景観を有する海岸<br>固定公園、県立自然公園の指定地域、その他景観に配慮すべき地域 |
|       | 生態系     | 動植物の生息にとって重要な海岸<br>鳥獣保護区の指定地域、その他動植物の生息に配慮すべき地域         |
| 社会的条件 | 利用状況    | 海水浴場、潮下釣りや環境学習の場として利用のある海岸                              |
|       | 経済活動    | 漁港・漁業、港湾、マリナー、祭事・観光・保養地等として利用のある海岸                      |

#### (4) 重点区域の設定

これまで示した設定基準により、重点区域を図4-2及び表4-2(1)、(2)のとおり設定する。また、各重点区域の範囲と地域概要をP28～65に示す。



図4-2 重点区域位置図

改定内容  
 ・ 修正  
 ・ 図の追加  
 ・ 重点区域の追加

(旧)

次に、「自然的条件」と「社会的条件」2つを選定基準第2項目とする。

「自然的条件」に「海岸地形・景観」及び「生態系」の2つの評価指標を設け、また、「社会的条件」に「利用状況」及び「経済活動」の2つの評価指標を設け、いずれかの評価指標において、評価基準を満たす海岸とする。

その評価基準、評価方法は表4-1(2)に示す。

表4-1(2) 選定基準第2項目

| 項目    | 評価指標    | 評価基準                                    | 評価方法                              |
|-------|---------|---|-----------------------------------|
| 自然的条件 | 海岸地形・景観 | 保全すべき海岸地形や良好な景観を有する海岸                   | 固定公園、県立自然公園の指定地域、その他景観に配慮すべき地域の存在 |
|       | 生態系     | 貴重な動植物の生息にとって重要な海岸                      | 鳥獣保護区の指定地域、その他動植物の生息に配慮すべき地域の存在   |
| 社会的条件 | 利用状況    | 海水浴場、潮下釣りや環境学習の場として利用のある海岸              | 海水浴場、潮下釣り等の利用の実態・実績               |
|       | 経済活動    | 漁港・漁業、港湾、マリナーとして利用や祭事・観光・保養地等として利用のある海岸 | 漁港・漁業、港湾等の存在や祭事・観光・保養地等としての利用の実態  |

#### 5) 愛知県における重点区域

これまで示した設定基準で、選定した重点区域を表4-2(1)、(2)に示す。

表4-2-1(1) 重点区域一覧

| 重点区域名       | 所在市町 | 対象区域              | 海沿管理者      | 海岸沿者活動の支那の整備状況 | 改定基準第1項目          |            | 改定基準第2項目                    |                           | 備考            |
|-------------|------|-------------------|------------|----------------|-------------------|------------|-----------------------------|---------------------------|---------------|
|             |      |                   |            |                | 自然的条件             | 社会的条件      | 自然的地形、景観                    | 生態系                       |               |
| 1 高豊・三川地区   | 豊橋市  | 豊橋市西太平洋沿岸         | 県(河川課)、豊橋市 | ○              | 三河湾四定公園           | 77913'の遊歩地 | 海水浴場、釣り場、マリン・フ、児童遊園(少年自然の家) | 漁港                        | 平成27年<br>○月指定 |
| 2 青島地区      | 西尾市  | 裾子船〜青島町・磯豆町       | 県(河川課)、西尾市 | ○              | 三河湾四定公園           | 鳥指定鳥獣保護区   | 海水浴場、湖干狩り場                  | 漁港                        | 平成23年<br>8月指定 |
| 3 寺部地区      |      | 寺部海水浴場            | 県(河川課)     | ○              | 三河湾四定公園           | 鳥指定鳥獣保護区   | 海水浴場                        | —                         | 平成27年<br>○月指定 |
| 4 東郷豆地区     | 東郷町  | 東郷豆海岸             | 県(港湾課)     | ○              | 三河湾四定公園           | 鳥指定鳥獣保護区   | 湖干狩り場、釣り場                   | 南方漁港、観光地(前島、トンボボロ十郎)      | 平成27年<br>○月指定 |
| 5 佐久島地区     |      | 佐久島内津岸全域          | 県(河川課)、西尾市 | ○              | 三河湾四定公園           | 鳥指定鳥獣保護区   | 海水浴場、釣り場                    | 漁港(伊天サロン)                 | 平成23年<br>8月指定 |
| 6 形原地区      | 依田町  | 形原河口〜北高公園南側       | 県(河川課)、依田町 | ○              | —                 | 鳥指定鳥獣保護区   | 湖干狩り場                       | 遊歩、児童遊園                   | 平成23年<br>8月指定 |
| 7 藤原地区      |      | 竹島遊歩地〜海田ヨットハーバー西側 | 県(河川課)、依田町 | ○              | 三河湾四定公園<br>特別保護地区 | 鳥指定鳥獣保護区   | 湖干狩り場                       | 遊歩地、観光地(竹島)、水防館(竹島本館)、三笠祭 | 平成23年<br>8月指定 |
| 8 大野・鬼崎地区   | 常滑市  | 大野港〜井口河口付近        | 県(河川課)、常滑市 | ○              | 樺戸の防風林(特別保護地区)    | 77913'の遊歩地 | 海水浴場、釣り場、マリン・フ              | 漁港                        | 平成27年<br>○月指定 |
| 9 りんくう地区    |      | りんくうビーチ           | 常滑市        | ○              | —                 | 77913'の遊歩地 | 海水浴場、釣り場                    | —                         | 平成27年<br>○月指定 |
| 10 常滑・小幡谷地区 | 常滑市  | 常滑港〜常滑市・美浜町境      | 県(河川課)、常滑市 | ○              | 南知多県立自然公園         | 77913'の遊歩地 | 湖干狩り場、釣り場                   | 漁港                        | 平成27年<br>○月指定 |

(注) 表中の「○」は各基準を満たすことを意味する。

(旧)

表4-2-1(1) 重点区域候補地一覧

| 重点区域名       | 市町村 | 対象区域              | 海沿管理者      | 海岸沿者活動の整備状況 | 改定基準第1項目          |             | 改定基準第2項目                    |                           | 備考            |             |             |
|-------------|-----|-------------------|------------|-------------|-------------------|-------------|-----------------------------|---------------------------|---------------|-------------|-------------|
|             |     |                   |            |             | 自然的条件             | 社会的条件       | 自然的地形、景観                    | 生態系                       |               | 利用状況        | 経済活動        |
|             |     |                   |            |             | 海岸沿者活動の整備状況       | 海岸沿者活動の整備状況 | 海岸沿者活動の整備状況                 | 海岸沿者活動の整備状況               |               | 海岸沿者活動の整備状況 | 海岸沿者活動の整備状況 |
| 1 高豊地区      | 豊橋市 | 豊橋市西太平洋沿岸         | 県(河川課)、豊橋市 | ○           | 三河湾四定公園           | 77913'の遊歩地  | 海水浴場、釣り場、マリン・フ、児童遊園(少年自然の家) | 漁港                        | 平成27年<br>○月指定 |             |             |
| 2 青島地区      | 西尾市 | 裾子船〜青島町・磯豆町       | 県(河川課)、西尾市 | ○           | 三河湾四定公園           | 鳥指定鳥獣保護区    | 海水浴場、湖干狩り場                  | 漁港                        | 平成23年<br>8月指定 |             |             |
| 3 寺部地区      |     | 寺部海水浴場            | 県(河川課)     | ○           | 三河湾四定公園           | 鳥指定鳥獣保護区    | 海水浴場                        | —                         | 平成27年<br>○月指定 |             |             |
| 4 東郷豆地区     | 東郷町 | 東郷豆海岸             | 県(港湾課)     | ○           | 三河湾四定公園           | 鳥指定鳥獣保護区    | 湖干狩り場、釣り場                   | 南方漁港、観光地(前島、トンボボロ十郎)      | 平成27年<br>○月指定 |             |             |
| 5 佐久島地区     |     | 佐久島内津岸全域          | 県(河川課)、西尾市 | ○           | 三河湾四定公園           | 鳥指定鳥獣保護区    | 海水浴場、釣り場                    | 漁港(伊天サロン)                 | 平成23年<br>8月指定 |             |             |
| 6 形原地区      | 依田町 | 形原河口〜北高公園南側       | 県(河川課)、依田町 | ○           | —                 | 鳥指定鳥獣保護区    | 湖干狩り場                       | 遊歩、児童遊園                   | 平成23年<br>8月指定 |             |             |
| 7 藤原地区      |     | 竹島遊歩地〜海田ヨットハーバー西側 | 県(河川課)、依田町 | ○           | 三河湾四定公園<br>特別保護地区 | 鳥指定鳥獣保護区    | 湖干狩り場                       | 遊歩地、観光地(竹島)、水防館(竹島本館)、三笠祭 | 平成23年<br>8月指定 |             |             |
| 8 大野・鬼崎地区   | 常滑市 | 大野港〜井口河口付近        | 県(河川課)、常滑市 | ○           | 樺戸の防風林(特別保護地区)    | 77913'の遊歩地  | 海水浴場、釣り場、マリン・フ              | 漁港                        | 平成27年<br>○月指定 |             |             |
| 9 りんくう地区    |     | りんくうビーチ           | 常滑市        | ○           | —                 | 77913'の遊歩地  | 海水浴場、釣り場                    | —                         | 平成27年<br>○月指定 |             |             |
| 10 常滑・小幡谷地区 | 常滑市 | 常滑港〜常滑市・美浜町境      | 県(河川課)、常滑市 | ○           | 南知多県立自然公園         | 77913'の遊歩地  | 湖干狩り場、釣り場                   | 漁港                        | 平成27年<br>○月指定 |             |             |

表4-2 (2) 重点区域 概

| 重点区域名      | 所在市町 | 対象区域               | 推進管理者             | 設定基準第1項目              |                    | 設定基準第2項目               |             |           | 備考                       |
|------------|------|--------------------|-------------------|-----------------------|--------------------|------------------------|-------------|-----------|--------------------------|
|            |      |                    |                   | 海岸沿道者<br>施設・活動の<br>状況 | 海岸沿道者<br>活動の<br>状況 | 自然的条件                  | 社会的条件       | 経済活動      |                          |
| 11 新舞子地区   | 知多市  | 日長川河口～知多市・常滑市域     | 県 (河川課)           | ○                     | ○                  | 田知多島立自然公園              | —           | 新干狩り場、釣り場 | 平成27年○月指定                |
| 12 墨美地区    | 和原市  | 福江港～伊良湖湾沿岸         | 県 (農地計画課、法務課)     | ○                     | ○                  | 三河湾国定公園、伊良湖湾           | 県指定鳥獣保護区    | 海水浴場、釣り場  | 平成23年8月指定<br>(平成27年○月延長) |
| 13 宇津江地区   | 和原市  | 宇津江湾全域             | 和原市               | ○                     | ○                  | 三河湾国定公園、墨玉平島島立自然公園     | —           | 環境学習      | 平成27年○月指定                |
| 14 仁衛・白谷地区 | 和原市  | 仁衛・白谷地区            | 和原市               | ○                     | ○                  | 三河湾国定公園、墨玉平島島立自然公園     | —           | 海水浴場、釣り場  | 平成23年8月指定                |
| 15 内海・山海地区 | 和原市  | 内海・山海地区            | 和原市               | ○                     | ○                  | 三河湾国定公園、千島ヶ浜           | 7873' Aの灌漑地 | 海水浴場、釣り場  | 平成23年8月指定                |
| 16 藤島地区    | 和原市  | 藤島内海岸全域            | 和原市 (河川課、法務課)     | ○                     | ○                  | 三河湾国定公園、藤島             | 県指定鳥獣保護区    | 海水浴場、釣り場  | 平成23年8月指定                |
| 17 日南宮地区   | 和原市  | 日南宮内海岸全域           | 和原市               | ○                     | ○                  | 三河湾国定公園、日南宮            | 県指定鳥獣保護区    | 海水浴場、釣り場  | 平成23年8月指定                |
| 18 美浜地区    | 美浜町  | 常滑市・美浜町域～美浜町・南知多町域 | 和原市 (河川課、法務課)、美浜町 | ○                     | ○                  | 三河湾国定公園、南知多島立自然公園、野間灯台 | 7873' Aの灌漑地 | 海水浴場、釣り場  | 平成23年8月指定                |
| 19 若土地区    | 美浜町  | 若土川河口～若土湾          | 和原市 (河川課)         | ○                     | ○                  | 南知多島立自然公園              | 7873' Aの灌漑地 | 新干狩り場     | 平成27年○月指定                |

○ 県内  
● 重点区域の指定

(旧)

表4-2 (2) 重点区域候補海出 概

| 重点区域名     | 対象区域 | 推進管理者 | 設定基準第1項目              |                    | 設定基準第2項目           |       |          | 社会的条件     |
|-----------|------|-------|-----------------------|--------------------|--------------------|-------|----------|-----------|
|           |      |       | 海岸沿道者<br>施設・活動の<br>状況 | 海岸沿道者<br>活動の<br>状況 | 自然的条件              | 社会的条件 |          |           |
| 1 美浜地区    | 美浜町  | 美浜町   | ○                     | ○                  | 二河湾国定公園、野間灯台       | —     | 海水浴場、釣り場 | 平成23年8月指定 |
| 2 内海・山海地区 | 和原市  | 和原市   | ○                     | ○                  | 三河湾国定公園、千島ヶ浜       | —     | 海水浴場、釣り場 | 平成23年8月指定 |
| 3 藤島地区    | 和原市  | 和原市   | ○                     | ○                  | 三河湾国定公園、藤島         | —     | 海水浴場、釣り場 | 平成23年8月指定 |
| 4 日南宮地区   | 和原市  | 和原市   | ○                     | ○                  | 三河湾国定公園、日南宮        | —     | 海水浴場、釣り場 | 平成23年8月指定 |
| 5 仁衛・白谷地区 | 和原市  | 和原市   | ○                     | ○                  | 三河湾国定公園、墨玉平島島立自然公園 | —     | 海水浴場、釣り場 | 平成23年8月指定 |
| 6 新舞子地区   | 知多市  | 知多市   | ○                     | ○                  | 南知多島立自然公園、野間灯台     | —     | 海水浴場、釣り場 | 平成23年8月指定 |
| 7 美浜地区    | 美浜町  | 美浜町   | ○                     | ○                  | 三河湾国定公園、野間灯台       | —     | 海水浴場、釣り場 | 平成23年8月指定 |
| 8 若土地区    | 美浜町  | 美浜町   | ○                     | ○                  | 南知多島立自然公園          | —     | 新干狩り場    | 平成27年○月指定 |
| 9 仁衛・白谷地区 | 和原市  | 和原市   | ○                     | ○                  | 三河湾国定公園、墨玉平島島立自然公園 | —     | 海水浴場、釣り場 | 平成23年8月指定 |
| 10 美浜地区   | 美浜町  | 美浜町   | ○                     | ○                  | 三河湾国定公園、野間灯台       | —     | 海水浴場、釣り場 | 平成23年8月指定 |

| 重点区域候補海出・詳細情報 |      |       |                       |                    |                    |       |          |
|---------------|------|-------|-----------------------|--------------------|--------------------|-------|----------|
| 重点区域名         | 対象区域 | 推進管理者 | 設定基準第1項目              |                    | 設定基準第2項目           |       |          |
|               |      |       | 海岸沿道者<br>施設・活動の<br>状況 | 海岸沿道者<br>活動の<br>状況 | 自然的条件              | 社会的条件 |          |
| 1 美浜地区        | 美浜町  | 美浜町   | ○                     | ○                  | 二河湾国定公園、野間灯台       | —     | 海水浴場、釣り場 |
| 2 内海・山海地区     | 和原市  | 和原市   | ○                     | ○                  | 三河湾国定公園、千島ヶ浜       | —     | 海水浴場、釣り場 |
| 3 藤島地区        | 和原市  | 和原市   | ○                     | ○                  | 三河湾国定公園、藤島         | —     | 海水浴場、釣り場 |
| 4 日南宮地区       | 和原市  | 和原市   | ○                     | ○                  | 三河湾国定公園、日南宮        | —     | 海水浴場、釣り場 |
| 5 仁衛・白谷地区     | 和原市  | 和原市   | ○                     | ○                  | 三河湾国定公園、墨玉平島島立自然公園 | —     | 海水浴場、釣り場 |
| 6 新舞子地区       | 知多市  | 知多市   | ○                     | ○                  | 南知多島立自然公園、野間灯台     | —     | 海水浴場、釣り場 |
| 7 美浜地区        | 美浜町  | 美浜町   | ○                     | ○                  | 三河湾国定公園、野間灯台       | —     | 海水浴場、釣り場 |
| 8 若土地区        | 美浜町  | 美浜町   | ○                     | ○                  | 南知多島立自然公園          | —     | 新干狩り場    |
| 9 仁衛・白谷地区     | 和原市  | 和原市   | ○                     | ○                  | 三河湾国定公園、墨玉平島島立自然公園 | —     | 海水浴場、釣り場 |
| 10 美浜地区       | 美浜町  | 美浜町   | ○                     | ○                  | 三河湾国定公園、野間灯台       | —     | 海水浴場、釣り場 |



(新)

(旧)

|       |               |
|-------|---------------|
| 重点区域  | 1 高豊・二川地区：豊橋市 |
| 対象区域  | 豊橋市内太平洋側海岸    |
| 海岸管理名 | 旧（河川課）、豊橋市    |



写真：7月13日の海岸地である浜浜海岸の自然観察会の様子  
(豊橋市ホームページより)



日20年 海岸浜植物種類別数量の割合  
(高豊・二川地区)

改定内容  
・重点区域の追加

(新)

(旧)

**地域概要**

○海岸漂着物の集積状況

| 調査名                        | 地点名  | ゴミ量ランク*        |                |
|----------------------------|--|----------------|----------------|
|                            |  | 流木・漂木を除く       | 流木・漂木を含む       |
| ①H18一時的漂着ゴミ対策調査<br>(国土交通省) | 高野郡尾道海岸高野地区  | T              |                |
|                            | 田原・豊橋海岸大草・東赤石地区  | 3              |                |
| ②平成26年度アンケート調査<br>(県環境部)   | 高豊漁港海岸   |                | 8              |
|                            | 二川漁港海岸   |                | 8              |
| ③平成26年度海岸漂着物内容調査<br>(県環境部) | 豊橋海岸高塚・寺沢地区海岸  | 1              | 4              |
| ④平成26年度海岸漂着物量調査<br>(県環境部)  | 高豊・二川地区全域  | 降雨前：T<br>降雨後：1 | 降雨前：5<br>降雨後：5 |
| これまでの海岸漂着物状況               | 台風通過後に、流木・漂木が漂着するとともに、海岸には外からゴミが持ち込まれ、その対応として海岸清掃を行っているケースが多い。 |                |                |

※ P2の表2-1参照

○海岸清掃活動の実施状況

| 実施形態                               | 参加者(実施者)   |
|------------------------------------|--|
| 豊橋市と住民ボランティア等民間団体との共同実施による単独実施     | 地元住民、海岸利用者、ボランティア等                                 |
| 豊橋市が補助金等を活用して実施                    | 豊橋市  |
| 住民ボランティア等民間団体による単独実施               | 高豊校区豊橋区海岸清掃協力会<br>小沢校区豊橋区海岸清掃協力会<br>鎌谷校区豊橋区海岸清掃協力会 |
| 地域の住民の方が中心になって清掃実施団体を設置し、委託事業として実施 |  |

○地域特性

|       |  |
|-------|--|
| 自然的条件 | 二河湾国立公園に指定された地域である。<br>また、東西、弓状に広がる豊かな砂浜と潮食圧が異なる景観は、日本でも珍しいものとなっている。<br>なお、アカウミガメの産卵が確認されている海岸である。 |
| 社会的条件 | マリンスポーツ場、バーベキュー場、釣り場としてレクリエーション利用がされているほか、環境学習の場としても利用されている。<br>また、池島として利用されている。                   |

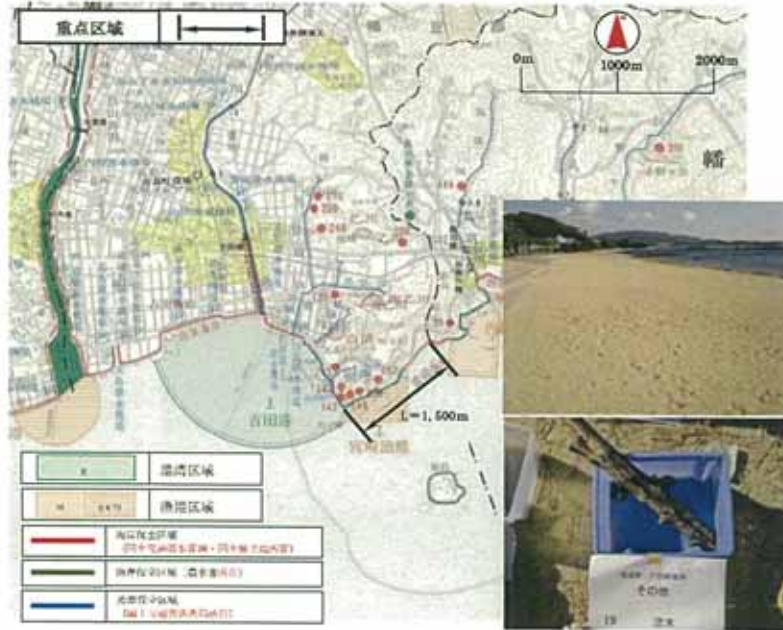
○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

| 重点区域の海岸漂着物対策推進の目標  |
|--|
| 上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。 |

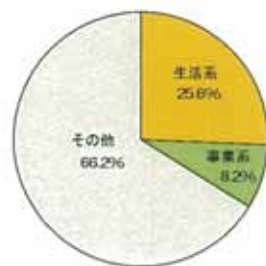
改定内容  
・重点区域の追加

(新)

|       |              |
|-------|--------------|
| 重点区域  | 2 吉良地区：西尾市   |
| 対象区域  | 越了碑～吉良町・幡豆町境 |
| 海岸管理者 | 県（河川課）、西尾市   |



H22年海岸漂着物種類別重量の割合（重点区域）

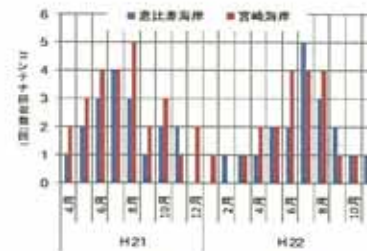


H22年海岸漂着物種類別重量の割合（対象区域）

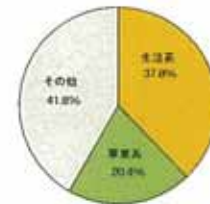
改定内容  
・修文

(旧)

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 重点区域候補 | ⑤吉良地区：吉良町                       |
| 対象海岸   | 宮崎港沿岸宮崎地区海岸<br>吉良・幡豆海岸宮崎・幡豆地区海岸 |
| 対象区域   | 吉良町・越了碑～吉良町・幡豆町境                |
| 海岸管理者  | 県（河川課）、吉良町                      |



H21～22年 漂着物用コンテナの回収回数  
吉良海岸・宮崎海岸



H22年漂着物種類別重量の割合（重点区域候補）



H22年漂着物種類別重量の割合（対象区域）

(新)

## 地域概要

## ○海岸漂着物の集積状況

| 調査名                        | 地点名                                    | ごみ集積率*         |                |
|----------------------------|--|----------------|----------------|
|                            |  | 流木・漂木を除く       | 流木・漂木を含む       |
| ①H18一体的漂着ゴミ対策調査<br>(国土交通省) | 宮崎海岸(1)                                | T              | /              |
|                            | 宮崎海岸(2)                                | T              | /              |
| ②平成21年度アンケート調査<br>(県環境部)   | 志比寿海岸                                  | /              | 6              |
|                            | 宮崎海岸                                   | /              | 8              |
| ③平成22年度現地調査<br>(県環境部)      | 志比寿海岸                                  | T              | T              |
|                            | 宮崎海岸                                   | T              | 1              |
| ④平成26年度海岸漂着物量調査<br>(県環境部)  | 吉良地区全域                                 | 降雨前:T<br>降雨後:T | 降雨前:1<br>降雨後:T |
| これまでの海岸漂着物状況               | 大雨時に流木・漂木を中心に漂着する。特に夏季に海岸漂着物が多く発生しやすい。 |                |                |

※ P2の表2-1参照

## ○海岸清掃活動の実施状況

| 実施形態                 | 参加者(実施者) |
|----------------------|----------|
| 西尾市が補助金等を活用して実施      | 西尾市      |
| 住民ボランティア等民間団体による単独実施 | 一般       |

## ○地域特性

|       |  |
|-------|--|
| 自然的条件 | 三河湾国立公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。                  |
| 社会的条件 | 潮干狩り場、海水浴場としてレクリエーション利用がされている。また、漁港として利用されている。 |

## ○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

| 重点区域の海岸漂着物対策推進の目標  |
|--|
| 上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。 |

## 改定内容

- ・調査結果の更新に伴う修正
- ・修正

(旧)

## 地域概要

## ○漂着ごみの集積状況

| 調査名                              | 地点名                                | ごみ集積率 |   |
|----------------------------------|------------------------------------|-------|---|
| ①平成18年度調査<br>(国土交通省) 「H18調査」     | 宮崎海岸                               | T     |   |
| ②平成21年度アンケート調査<br>(県環境部) 「H21調査」 | 志比寿海岸                              | 6     |   |
|                                  | 宮崎海岸                               | 8     |   |
| ③平成22年度現地調査<br>(県環境部) 「H22調査」    | 志比寿海岸                              | T     | T |
|                                  | 宮崎海岸                               | T     | 1 |
| これまでの漂着ごみ状況                      | 大雨時に流木を中心に漂着する。特に夏季に漂着ごみが多く発生しやすい。 |       |   |

\*平成22年度調査結果：流木・漂木以外のごみ集積率(左側)と流木・漂木を含んだごみ集積率(右側)も併記した。

## ○海岸清掃活動等の実績

| 実施形態                 | 参加者(実施者)       | 実施時期        |
|----------------------|----------------|-------------|
| 吉良町による単独実施           | 地元住民<br>施設管理協会 | 年間通して定期的に実施 |
| 住民ボランティア等民間団体による単独実施 | 一般             | 平成21.7      |
| 住民ボランティア等民間団体による単独実施 | 吉田漁業協同組合       | —           |
|                      | 西三河漁業協同組合      | —           |

## ○地域特性

|       |   |
|-------|---|
| 自然的条件 | 三河湾国立公園に含まれ、県指定鳥獣保護区である。                                  |
| 社会的条件 | 春先から初夏にかけては潮干狩りとして、夏季には海水浴場としてレクリエーション利用がされ、多くの観光客が訪れている。 |

## ○重点区域の漂着物対策推進の目標

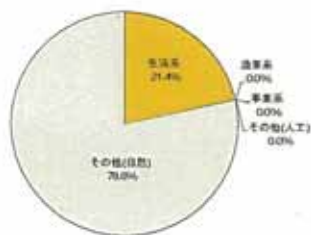
| 重点区域の漂着物対策推進の目標   |
|---|
| 三河湾の奥部に位置する本地域は、国立公園指定地域であり、海水浴などレクリエーション利用及び、漁港としての利用に支障のない海岸を目指す。 |

(新)

|       |            |
|-------|------------|
| 重点区域  | 3 寺部地区：西尾市 |
| 対象区域  | 寺部海水浴場     |
| 海岸管理区 | 帆（河川部）     |



写真：寺部海水浴場  
(西尾市観光協会ホームページより)



2016年 海岸漂着物種類別重量の割合  
(寺部地区)

改定内容  
・重点区域の追加

(旧)

(新)

**地域概要**

## ○海岸漂着物の集積状況

| 調査名                        | 地点名             | ごみ量ランク*        |                |
|----------------------------|-----------------|----------------|----------------|
|                            |                 | 流木・漂木<br>を除く   | 流木・漂木<br>を含む   |
| ①H18 体的漂着ゴミ対策調査<br>(国土交通省) | 寺部海岸(1)         | 0              |                |
|                            | 寺部海岸(2)         | 0              |                |
| ②平成26年度海岸漂着物内容調査<br>(環境部)  | 寺部海岸            | T              | T              |
| ③平成26年度海岸漂着物量調査<br>(環境部)   | 寺部地区全域          | 降雨前:T<br>降雨後:T | 降雨前:0<br>降雨後:0 |
| これまでの海岸漂着物状況               | 海岸漂着物が多く発生している。 |                |                |

※ P2の表2-1参照

## ○海岸清掃活動の実施状況

| 実施形態                 | 参加者(実施者) |
|----------------------|----------|
| 住民ボランティア等民間団体による単独実施 | 漁業者      |
| 西尾市が補助金等を活用して実施      | 西尾市      |

## ○地域特性

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 自然的条件 | 二河湾国立公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。 |
| 社会的条件 | 海水浴場としてレクリエーション利用がされている。      |

## ○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

| 重点区域の海岸漂着物対策推進の目標  |
|--|
| 上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。 |

改定内容

・重点区域の追加

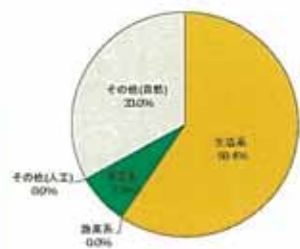
(旧)

(新)

|       |             |
|-------|-------------|
| 重点区域  | 4 東幡豆地区：西尾市 |
| 対象区域  | 東幡豆海岸       |
| 海岸管理官 | 船（港湾課）      |



写真：東幡豆海岸・前島 潮干狩り  
（西尾市観光協会ホームページより）



1129年 海洋汚染物種類別重量の割合  
（東幡豆地区）

改定内容  
・重点区域の追加

(旧)

(新)

**地域概要**

## ○海岸漂着物の集積状況

| 調査名                        | 地点名                                      | ごみ量ランク*        |                |
|----------------------------|--|----------------|----------------|
|                            |  | 流木・漂木<br>を除く   | 流木・漂木<br>を含む   |
| ①平成26年度海岸漂着物内容調査<br>(原簿掲載) | 東幡豆港                                     | T              | T              |
| ②平成26年度海岸漂着物量調査<br>(概算掲載)  | 東幡豆地区全域                                  | 降雨前：0<br>降雨後：0 | 降雨前：0<br>降雨後：T |
| これまでの海岸漂着物状況               | 海岸漂着物が多々発生しており、また、沿岸利用者により浜辺へごみがポイ捨てされる。 |                |                |

※ P2の表2-1参照

## ○海岸清掃活動の実施状況

| 実施形態                 | 参加者(実施者) |
|----------------------|----------|
| 住民ボランティア等民間団体による単独実施 | 漁業者      |
| 西尾市が補助金等を活用して実施      | 西尾市      |

## ○地域特性

|       |   |
|-------|---|
| 自然的条件 | 三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。   |
| 社会的条件 | 潮干狩り場や釣り場としてレクリエーション利用がされている。<br>また、潮の満ち引きによって前島に歩いて渡ることができるトンボロ+橋を有し、多くの観光客が訪れている。 |

## ○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

| 重点区域の海岸漂着物対策推進の目標  |
|--|
| 上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。 |

(旧)

改定内容  
・重点区域の追加